

## 令和元年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示 .....	1
○応招・不応招議員 .....	2
第1日 6月6日(木曜日)	
○議事日程 .....	3
○出席議員 .....	3
○欠席議員 .....	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	3
○職務のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 (午前 9時00分) .....	5
○開会の宣告 .....	5
○諸般の報告 .....	5
○会議録署名議員の指名 .....	5
○会期の決定 .....	5
○一般質問 .....	6
小林正明君 .....	6
橋本和之君 .....	13
森 雅哉君 .....	23
大谷純一君 .....	29
酒巻広明君 .....	38
大澤成樹君 .....	45
○次会日程の報告 .....	53
○散会の宣告 .....	53
散 会 (午後 1時52分) .....	53
第2日 6月7日(金曜日)	
○議事日程 .....	55
○出席議員 .....	56
○欠席議員 .....	56
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	56
○職務のため出席した者の職氏名 .....	56

開 議 (午前 9時00分) .....	5 8
○開議の宣告 .....	5 8
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	5 8
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 2
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 3
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 6
○報告第1号の上程、説明、報告 .....	6 7
○報告第2号の上程、説明、報告 .....	6 8
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	6 9
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 0
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 4
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 6
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	7 7
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 1
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 3
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 4
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 5
○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 6
○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 7
○同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	8 8
○次会日程の報告 .....	9 0
○散会の宣告 .....	9 0
散 会 (午前11時30分) .....	9 0

第 8 日 6月13日 (木曜日)

○議事日程 .....	9 1
○出席議員 .....	9 1
○欠席議員 .....	9 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	9 1
○職務のため出席した者の職氏名 .....	9 2
開 議 (午前 9時00分) .....	9 3
○開議の宣告 .....	9 3
○議員派遣の件 .....	9 3

○閉会中の継続調査の申し出 .....	9 3
○町長挨拶 .....	9 3
○閉会の宣告 .....	9 4
閉    会    （午前 9時08分） .....	9 5

令和元年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月31日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和元年6月6日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	大 澤	成 樹	君	2 番	酒 卷	広 明	君
3 番	橋 本	和 之	君	4 番	大 谷	純 一	君
5 番	森	雅 哉	君	6 番	川 田	延 明	君
7 番	襟 川	仁 志	君	8 番	小 林	正 明	君
9 番	柿 沼	英 己	君	1 0 番	細 田	芳 雄	君
1 1 番	青 木	國 生	君	1 2 番	高 橋	祐 二	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和元年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年6月6日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	巻	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純	一	君
5番	森		雅	哉	君	6番	川	田	延	明	君
7番	襟	川	仁	志	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	國	生	君	12番	高	橋	祐	二	君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君					
副	町	長	坂	本	道	夫	君				
教	育	長	岡	田		哲	君				
総	務	課	長	石	橋	俊	昭	君			
財	務	課	長	柿	沼	孝	明	君			
住	民	福	祉	課	長	森		茂	人	君	
健	康	子	ど	も	課	長	茂	木	久	史	君
環	境	下	水	道	課	長	栗	原	弘	明	君
経	済	課	長	兼	農	業	委	員	兼	会	長
事	務	局	長		坂	部	三	男		君	

都市整備課長	荻野俊行君
会計管理課長 兼 会計課長	高田充之君
教育委員会 教務局長	宗川正樹君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井稔
書記	荒井美香
書記	久保田新一

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（高橋祐二君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項4件、報告2件、条例改正4件、補正予算2件、人事案件6件であります。

陳情については、お手元に配付のとおり、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情」について、同じ内容のもの2件が提出されておりますので、報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成30年度1月分、2月分及び3月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

4番 大 谷 議員

5番 森 議員

以上、2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（高橋祐二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から13日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から13日までの8日間と決定いたしました。

---

### ○一般質問

○議長（高橋祐二君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、小林議員の登壇を許可いたします。

8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） それでは、一般質問に入らせていただきます。議席番号8番、小林正明です。

質問事項であります。小学校教育におけるプログラミング教育のあり方についてお尋ねいたします。2020年度から全面実施となる新学習指導要領では、プログラミング教育が必修化されます。プログラミング教育は何のために、どのようにやるのでしょうか。また、身近な生活の中で多方面にコンピューターが活用されている現在、問題の解決には必要な手順があることに気づくこと、コンピューターの働きをよりよい人生や社会づくりに生かそうとする考え方を養うことも大事なことであります。それらがプログラミング教育で育てる力であり、目的であります。このような考え方により、小学生にも実際のプログラミングを体験させようということが大事かと思えます。

子供たちが情報技術を活用しながら、論理的、創造的な思考や、課題を発見し解決していくためには、コンピューターの働きを理解しながら、それがみずからの問題解決にどのように活用できるのか、このようなことをイメージし、意図する処理がどのようにすればコンピューターに伝えることができるのか、更に、コンピューターを介してどのように現実社会に働きかけることができるのかを考えることが重要であると思えます。つきましては、以下のように質問させていただきます。

プログラミング教育必修化についてお尋ねいたします。まず、1つ目です。プログラミング教育とはどのようなことでしょうか。どのようにお考えでしょうか、お聞かせをお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

プログラミング教育とはということだと思いますが、プログラミング教育とは、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動です。小学校新学習指導要領においてプログラミング教育の狙いは細かく述べられていますが、大まかに言えば、先ほど議員さんが言ったとおり、3つの考え方があると思われれます。

1つ目は、プログラミング的思考を育むこと、2つ目は、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピューターなどの情報技術によって支えられるということなどに気づくことができるようにすること、コンピューターを上手に活用して、身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようと

する態度を育むこと、最後の3つ目は、各教科等の内容を指導する中で実施する場合は、各教科等での学びをより確実なものとするにとされています。

これらの狙いを達成するために行われるのがプログラミング教育であるというふうに説明されております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） どうもありがとうございます。まさしくそのことのように思います。

ただ、今時代の進捗を見ていますと、世界的にもビッグビジネスをやっているいろんな通販の会社等がたくさんございます。もちろんコンピューターソフトの面でも大変な改善、改良があるわけであります。

それで、今回の教育改革においては、プログラミング教育の必修を含む今回の教育改革は、製造業、ハード面からコンテンツ産業、そしてソフト、コンテンツ産業といえばソフトのことなのですが、日本の産業のあり方を変えていくための一連の流れに位置づくものだそうであります。私も全くそのように思います。

さて、次の質問に入らせていただきます。プログラミング的思考とはどのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

プログラミング的思考ということだったと思いますが、プログラミング思考について簡潔にご説明しますと、物事には手順があり、手順を踏むと物事をうまく解決できるという論理的な考え方であります。新学習指導要領には、自分が意図する一連の活動を実現するためにどのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかといったことを論理的に考えていくことと解説されております。例えばこういうことだと思のですが、5年生の学習指導要領の中で、プログラミング的思考はこんな場面で活用したらどうですかというのが例示されています。正多角形を描くのに10センチのものがああります。10センチ、その次に内角から60度の方向にまた10センチ伸びます。次に、また内角の和で60度の方向に10センチの線を引きます。これを5回繰り返すと、正五角形ができます。これをプログラミングしていくと、きれいに、なかなか子供には描けないのですが、実際に分度器とかそういうのをやると。コンピューターを使うと実にきれいに描くことができます。これは論理的に組み立てていくことなのですが、それを小学生バージョンで簡単にできるようにしたらどうですかというような提案がされています。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。論理的思考力、そして問題解決力、創造性といった能力を向上させるものと期待できるわけであります。

次の質問に入ります。プログラミング教育必修化の前にすべきこと、どのようなことをお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

プログラミング教育の必修化の前にやるべきことがあるのではないかとのご質問です。そのとおりだと思います。プログラミング教育必修化の前にすべきことは、まず各学校においてプログラミングによって育てたい力を明らかにすることであり、これがプログラミング教育の肝となります。どのような子供に育てたいのかという学校の基本方針のもとに、プログラム教育も位置づけてくださいということです。

そして、もう一つは、プログラミング教育に係る人材育成でありますけれども、町教育委員会では今年度小学校全教職員と中学校の技術科教員を対象にした研修会を町民プラザで実施するほか、県総合教育センターや県教育委員会主催の研修会、講座への積極的な参加を促してまいりたいと考えているところです。そして、そこで学んだことを各学校の全教職員で共有しながら、プログラミング教育の楽しさやおもしろさ、達成感などを味わえる教材の研究をしていかなければならないというふうを考えているところであります。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。今、教育長、丁寧な回答ありがとうございました。これは次の項目等で質問させていただくところもありましたが、ありがとうございました。

私はもっと単純に考えて、こんな見方もできるのかなと思うのです。プログラミング教育必修化の前にすべきこと。子供たちが初めてプログラミングをする、教科として勉強する、これは非常に重要なことであることは前段で申し上げました。ただ、幾ら子供といっても、プログラミング、いわゆるコンピューターがおもしろそう、いや、難しそうだな、そう考える子供がいると思うのです。そういったことで、まだコンピューターを使う前の話として、プログラミングに入る前として、子供にパソコンになれさせることが大事かなと思っています。今タブレットとかデスクトップでしょうか、コンピューター教室にあります、そういったものによりなれさせる。そして、プログラミングは何となく楽しいのではないかなと思わせるような仕掛けとございますか、そういうことが大事かと思えます。その辺も今後、もしやっていないければ、考えていただければと思います。

そして、よその事業体でもいいです。よその学校でもいいです。プログラミング教室をのぞいてみる、そういう機会をこれからより考えていただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。プログラミング教育必修化に向けた課題と整備についてお尋ねいたします。まず、1つ目です。ICT環境の整備についてお尋ねいたします。ICT機器の整備状況と、不足であれば今後の対応をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

ICT環境の整備、どうなっているのかということだったと思いますが、現在ICT環境の整備状況については、各学校のコンピューター教室に40台ずつパソコンを設置しているほか、タブレットも段階的に導入しており、現在東小学校23台、西小学校25台、中学校に13台を導入済みであります。今後町教育研究所の情報教育班を中心にして、どのような教材を使ってプログラミング教育を行っていくか検討し、必要な環境を整えるとともに、ICTに関する全体計画の作成に努めてまいりたいと考えております。

先ほど議員さんがおっしゃったとおり、ICTの機器をそろえてあげること、そしてそれにたくさん触れるようなこと、そういう状況をつくり出していくことがまずは大事なのかな。その中にプログラミング教育も位置づけてくださいというふうになっておりますので、そのような形で努力してまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。全くそのように思います。パソコン40台、そしてタブレットが東23台、西小学校25台、中学校13台、数とすればかなりの数かと思いますが、できるだけ不足がないように、タブレットについては1人1台とか、これはよその自治体の話をすれば切りないのですが、そういうところも出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2つ目の次の質問に入ります。授業時間の不足対応についてお尋ねいたします。今質問しておりますプログラミングについての教科、そして今後外国語教育、いわゆる町内においては英語教育かと思ひますけれども、こういったことも新設となります。教員、先生の多忙化問題、これについてはどのようにお考えでしょうか。また、その対策がありましたら、ご回答をお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

そのことによって多忙化はどのようにということだったかと思ひますけれども、本年度から始まるプログラミング教育ですけれども、新たな教科として設定されるものではなく、例えば国語や算数、理科、総合的な学習の時間などの教科の中で各教職員が行っていくものです。そのため、ほかの授業を削減することはなく、授業時間が不足することはありません。また、教職員にとりましては、教科

の中で教材研究の一つとして捉えますので、大きな負担増につながらないというふうに考えているところでもあります。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。私としては、教職員、教師の方々が非常に多忙で、今教師とか先生の働き方改革ということでいろんな報道もされておりますし、また私も新聞、ニュース等々、あるいはネット等で見させていただいております。先生方が多忙で、もう参ってしまう、こういったことがないようにうまく配慮していただくことを期待いたします。確かに理科、数学とか算数ですか、国語もそうかもしれませんね。ICTということで捉えていくと、全てがプログラミングの基礎といたしますか、そういうことも当然考えることはできますので、うまくそういったことを配慮していけば先生の負担も軽減され、そして子供たちも、もちろん先生にとっても有益なコンピュータープログラミング教室ができるのかなと思います。

次の質問です。指導する人材の確保についてお尋ねいたします。教師、先生の指導する人材が少ないのではないかな、あるいはプログラミングを教えられる人材をどう確保したらいいのか。場合によっては、ICT支援員の補充等、このような考え方があるのか。一例として見れば企業等への協力依頼も一つかと思いますが、人材の確保についてお尋ねいたします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） お答えする前に、先ほどプログラミングが今年度というふうなことを言ったのかもしれませんが、来年度から始まりますので、今年度中にそのことの準備をしていきたいということですので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、人材の確保はどうなっているのか、どういう問題点があるのかということだったと思いますが、先ほど述べましたけれども、新たにプログラミングという教科が設定されるわけではありませんので、各教科の中で横断的に実施されることから、全ての教職員がプログラミング教育を実施しなくてはならないということになります。人材確保も大切ですが、まずは現場の教職員の人材育成が最も大事なのかなということで、今年度この辺を強めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） 指導員の確保ということは非常に大変かと思います。確かに教育長おっしゃるとおり、先生方に負担がかからないやり方で、そして通常の教科の中で発展させることができれば、負担が少なく、そして充実した教科指導ができるかと思います。ただ、やはり時代が進む中で、外部の人材といたしますか、企業の力をかりるということは私は大事かと思うのです。いわゆる外の動きといたしますか、勉強をすればいいだけではなくて、今後新しいAIの時代が来る。もう来ているのかもしれません。そういった中で子供たちが成人したときに、千代田で育った子供たちが結構できるね、

そのようなイメージを私はつくっていただいて教育に励んでいただければ、進んでいただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問です。教材の開発についてお尋ねいたします。教材の開発とは、指導事例など、あるいは教員研修のあり方についてお尋ねするものであります。適切な指導方法、教育教材の開発、そして均一化、これはやはり先生が違ふと、教材の考え方、そして均一化が進んでいないと教え方が変わってしまいますので、その辺の考え方です。そして、何よりもプログラミングの苦手意識を避けるための教材の開発といひますか、ちょっと言葉が難しくなってしまうのですが、そのようなことを考えていらっしゃるのか。そして、あるいはもう資料として、教材として何がしか形のあるものがあるのかどうかお尋ねいたします。お願ひいたします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問にお答えいたします。

教材開発はどうなっているのかというような内容かと思ひますけれども、まず教材の開発についてですけれども、企業や大学と連携して教材の開発を行っている自治体もありますが、本町では独自の教材開発は行っておりません。プログラミング教育はプログラマー育成の目的ではなく、プログラミング的思考の育成が目的でありますので、各学校において育てたい力を明確にし、校長会、教頭会及び町、教育研究所の情報教育班等と協議を重ねながら、児童が抵抗なく取り組み、楽しんで学べる教材の選定を行っていく予定であります。

次に、教職員研修のあり方についてなのですが、現在は幾つかの研修会を実施しております。また、各学校の学校教育目標や課題に合った内容のプログラミング研修を組み入れていく必要がありますので、各学校が校内研修において計画しています。また、町指導主事も積極的に情報収集や研修会への参加を行い、学校間や教職員間で指導力の差が生じないように指導の充実に努めてまいりたいというふうを考えているところです。よろしくご理解のほどお願ひいたします。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。指導者、先生、これはなかなか、今までコンピューターというか、プログラムをやった先生がいきなりやるというのは大変かと思ひます。それで、これはよその事例で恐縮なのですが、IT企業の中の参加というか、協力をいただいた例なども幾つかあるのですが、その中、これはある例なのですが、数学の専門の先生が免許のない科目を特例で教える免許外教科担任としてコンピューター指導をした。そういったことで、専門の知識があつて、プログラミングについて勉強してくれば、免許外教科担任、今後、1年後になるのでしょうかけれども、来年度になるわけですが、ちゃんとした教科化になったときは、やはりそういう立場の先生といひますか、指導者が必要なのではないかなと思ひます。ほとんどいわゆるプログラミングの経験がなく、支援員としてはまだこれから用意というか、準備されることと思ひます。

ども、このようなことも考えていただければと思います。

最後の質問に入ります。指導体制の充実や社会との連携、協働についてお尋ねいたします。先ほど回答もございましたが、教員研修の充実、そして前にも少し申し上げましたが、外部研修を取り入れる考え、そして次には、学校全体としてどのように取り組むのか。いわゆる全担任を対象として考えていくのか、特定の指導者として特定の先生にお任せするのか、その辺の考え方をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 外部研修なんかで外部人材を活用したらどうかというような内容だったかと思いますが、今年度県教育委員会では総合教育センターにおいてプログラミング教育推進員が研修を重ね、2学期に公開授業を実施する予定になっております。町教育委員会ではこのような研修会や講座に積極的に参加するように促していきたいと思っておりますけれども、先ほども答弁しましたけれども、町民プラザにおいて県総合教育センターの講師による研修会等を実施し、指導体制の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

プログラミング学習は1つの教科として行うものではありません。各校にカリキュラムマネジメントを行い、それぞれの教科のどの単元でこのプログラミング学習が行えるのかを全教職員で考え、取り組まなければなりません。本町は小中3校という交流のしやすい環境ですので、連携を積極的に行い、各校のカリキュラムマネジメントに生かしていきたいと思っております。

また、研修等における社会との連携についても、今後研修が進む中で必要に応じて検討してまいりたいと思っております。今のところは、国の進めている、提示している方向に沿って研修を進めて職員の力をつける、そして外部講師については必要に応じて検討していくという、そのような考えでいるところであります。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。教育長おっしゃるとおりだと思います。

先ほど私、チームとして学校全体での取り組みについて尋ねましたことを申し上げます。あるいは外部研修もそうです。要は、チーム力だと思うのです。特定の人だけに負担がかかってしまったり、特定の方だけが講習を受ければ、そういうことではないと思うのです。先生の当然異動もございませし、新たな就職といえますか、先生になる方もいらっしゃいます。いわゆる入れかえがあるわけですので、どこの学校へ仮に転勤なさっても、あるいは受け入れした場合においても、早く戦力となっていいただけるように、何よりも子供たちのために力になっていただけるように今後ともご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、まとめに入らせていただきます。実際の小学校の教材では、ブロックを組み上げるかの

ような命令を組み重ねることで簡単にプログラミングができるビジュアル型プログラミング言語が普及しているようであります。何より重要なのは、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、プログラミング的思考を育てることだということだそうであります。私も全くそのように思う次第であります。新指導要領ではプログラミング教育を行う時間を特別な時間として設定していません。一応算数、理科、総合的な学習の時間の単元を例示していますが、それぞれ学校の判断でどの教科、どの学年でも実施してもよいことになっているそうであります。教育長、そういうことでよろしいでしょうか。

プログラミング的思考には、各教科等に含まれる論理的、創造的な思考力が大きく関係しているわけであります。各教科等で育む思考力を基盤としながらプログラミング的思考が育まれ、思考の育成により、各教科書等における思考の論理性も明確となっていくわけであります。

また、忘れてはいけないのは、アナログ環境を大事にしていくことの重要性も踏まえながら、教育課程全体での位置づけを考えていく必要があります。きょうは質問しませんでしたけれども、コンピューターを使わないでプログラミングを教える方法というのはあるのですね。教材の中であるのですが、そういったことも。といいますのは、比較的裕福な方はスマートフォンを持っている。家でパソコンを持っている。ネットを使っている。もうなれているというところはあるのですけれども、そういったハード的な、あるいはソフトを使うためにお金がかかりますので、そういうことで不十分な方もいらっしゃるわけですね。ですから、全てコンピューターを使わなくてもやれる方法、そういった思考も必要かと思えます。

戻ります。どの教科でも実施でき、外部等の専門家とも連携するなど、クラブ活動、外部講座など学校外での実施も積極的に進められております。専門家と連携し、子供たちの能力を育むことは、プログラミング的教育に限らず、社会に開かれた教育講座、先ほど教育長おっしゃいましたカリキュラムマネジメントを掲げる新指導要領が求めていることであります。

今の子供たちは、小さいときからゲーム機器やスマートフォンになれ親しんでおります。社会に出るころには、仕事でも人工知能AIを活用する事例が普通になっている時代になっているでしょう。自分にもプログラミングができそうなこと、それより社会をよりよくしていこうと思い、考える、そのようにすることが大切であり、プログラミング教育の目的であると考えます。

以上で8番、小林正明の一般質問を終了させていただきます。ご丁寧な答弁いただき、ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で8番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、橋本議員の登壇を許可いたします。

3番、橋本議員。

[3番（橋本和之君）登壇]

○3番（橋本和之君） 3番の橋本です。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、改元と改元に伴う長期休暇の対応について質問いたします。5月1日の改元から1カ月余りが経過し、当初のころよりは「令和第1号」や「令和初」といった言葉を聞くことが少なくなりました。私の今回の一般質問も千代田町議会令和第1号の一般質問者を狙っておりましたが、1時間程度の申し込みの差でかないませんでした。議会では第2号となりましたが、私自身では令和第1号として身を引き締めまして質問を進めてまいりたいと思います。

まずは、総務課長にお尋ねします。「平成」から「令和」にかわる改元に伴い、各課局でシステムの移行作業をされたと思いますが、全体的に問題がなかったかを聞きたいと思います。今の時代は何でもコンピューター管理になっており、各課局をまたぐ質問になりますので、代表して総務課長、よろしくをお願いします。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えいたします。

改元に伴うシステム移行については、4月1日に新元号が令和と発表されたところでありますが、今回の改元に当たっては、2016年8月に天皇陛下がお言葉を述べられ、その後皇室会議や閣議決定により、新天皇陛下の即位日は2019年5月1日、新元号を2019年4月1日に公表するとされておりましたので、前もって各システムの状況について確認を行い、改元対応について遺漏なきを努めてまいりました。特に住民票や税証明等町民の皆様へ直接影響のある基幹系のシステムについては、4月16日より検収系システムにて改元対応が正しく行われているかの事前確認を行いまして、5月1日には関係職員が出勤をして、システムが問題なく新元号に切りかわっていることを最終確認しております。その他のシステムにおいても改元対応について適切に対応し、問題なく稼動しているところでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご回答ありがとうございます。

関連質問になるのですが、3月の予算委員会では改元のシステム移行費用としてはまとまって計上はされていなかったと記憶しておりますが、無料だったのかどうかを聞きたいと思います。お願いします。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） 無料だったかということ。事前に、うちのほうにもシステムのほうをやっていただいています業者さんのほうに事前にそういったことをしまして、一応無料ではなかったのですが、ちょっと金額のほうは手元にはないのですが、大分格安のほうでやっていただいております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。

続いての質問は、こども園についてでございます。この連休中、全ての保護者が休みだったわけではないと思います。仕事に出勤される保護者の方で子供の預け先に困っている方へはどう対応されたのか。特に学童が閉所していた日では預け先に対する要望が強くあったのではないかと思います。いかがだったでしょうか。健康子ども課長、お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） 橋本議員のご質問にお答えしたいと思います。

本町のこども園の運営に関してでございますけれども、本来千代田町立認定こども園の管理及び運営に関する規則に基づきまして、特定教育保育の提供を行う日、そういったものが定められてございます。今回天皇即位の5月1日及びその前後の4月30日、5月2日については、通常の年であれば平日扱いで、保護者の勤務先等によってはその期間を出勤とするところもあろうかと想定し、健康子ども課としては東西こども園の関係者で検討、協議を行いまして、4月30日火曜日から5月2日木曜日の3日間、保護者やご家族の方がお子さんの保育を行えない場合に限定して預かり保育を行いました。対象児の日中保育に欠ける2号、3号の認定の園児として、朝8時から夕方6時半までのうち、本来に必要な保育の時間帯に限定して保育を行うことにしてございます。

なお、対象児の保護者に周知とニーズ調査を行いまして、希望者については事前に園長との面談の上、開園日における就労証明等を提出していただき、審査の上、お預かりの可否を決定させていただいております。

なお、東こども園は対象児がおりませんでしたので、西こども園のみの実施となりましたけれども、3日間で延べ19名の園児をお預かりし、職員は日直、早番、遅番を含めて延べ15名が出勤対応を行ってございます。

今回の連休で、要望がある前に保護者の方が困らないような対応を考えて、町といたしましても適切な対応ができたものと認識をしております。保護者の方からの感想については、受け入れ先があり、安心して仕事に行くことができたというようなご感想をいただいております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 健康子ども課長、回答ありがとうございました。また、対応をしていただき、保護者に満足をしていただいたということで、よかったのかなと思っております。

続いても健康子ども課長に質問いたします。連休前に、小さなお子さんを持つ保護者の方から、これだけ長い休みになると発熱など急な病気になった場合の診療先が心配だという声を聞きましたが、町はそういった方にどのような対応と案内をしたのかを聞きたいと思っております。健康子ども課長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

本町では大型連休中に診療を行う医療機関等について、子供だけではなく大人も含めた対応といたしまして、館林邑楽郡医師会における休祝日の当番医や連休中に診療を行う医療機関を「広報ちよだ」の4月号あるいは町のホームページなどで広くご案内をさせていただきました。また、新聞各紙においても、祝休日の当番医については掲載されてございます。

基本的には、診療を行うか否かについての対応については各医療機関が判断をする自主的な対応になりますので、町、行政としては医師会事務局などと連携を図りながら情報共有をいたしまして、町、行政側としてはそうした情報を速やかに把握し、広く地域の町民の方にご案内していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 回答ありがとうございます。

関連質問になるのですが、この連休期間中、直接的に役場にそういう診療先として何か問い合わせとか要望とかがあったかどうか聞きたいと思います。お願いします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） お答えいたします。

健康子ども課の保健センターのほうでは、特設窓口や電話等でそういった照会をいただいたケースはございません。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご回答ありがとうございました。

次の質問は小中学生に対してでございます。長期連休に伴い、授業時間が足りなくなるという新聞報道がありましたが、本町も授業時間が足りないというような認識でおられるのか。また、夏休みを短くするなどの対策をとるのかを質問したいと思います。教育長、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

本町でも授業時間の不足が懸念されるわけなのですが、2月に今年度の授業日数を確認したところ、小学校においては1年生から5年生では201日、6年生が199日、中学校におきましては1、2年生が201日、3年生が193日でありました。これを昨年度と比較しますと、授業日数は4日減となっております。この4日間の授業時間を確保するために、各学校において行事の精選や工夫した教育課程の編成を行いました。授業時間を確保しておりますので、不足する心配は現在のところないというふうに考えているところであります。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 教育長のご答弁で、足りているということでございましたけれども、私が聞

いたところでは、館林の中学校で始業式と終業式に授業をする予定のところがあると聞きました。本町は授業時間が足りているということでございましたので、さっき、工夫したというお話をされましたが、具体的にどういうふうに工夫したのか教えていただければと思います。教育長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） どのところを具体的に工夫して授業時間を確保したのかということについてはまだ把握しておりませんが、校長会等において、具体的に大丈夫なのですかということについて、校長から、大丈夫ですということです。こちらから、もしインフルエンザ等で学級閉鎖、学校閉鎖等が出た場合に足りなくなるおそれがあるのではないですかというふうに言ったところ、その場合には必ず確保するよということで進めていると。例えば、先ほどおっしゃったとおり、始業式、そのときに授業をする、終業式に授業をする等々について工夫していってくださいねということで確認しているところです。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。

次も教育長に質問いたします。中学校の部活動についてなのですけれども、前年度から教職員の働き方改革などによって部活動の週休2日制を実施していたようでございましたが、今回の長期連休では練習日、休養日等をどのように指導したのかお聞かせください。お願いします。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

中学校の部活動なのですけれども、連休中の部活動については教育委員会は特別に指導しておりませんが、昨年度、先ほど議員さんおっしゃっていたところではあるのですけれども、千代田町中学校部活動の指針というのを作成いたしました。この方針に沿って各部活動を実施しておるところなのですけれども、連休中にバレー、バドミントン、陸上の邑楽郡の春季大会が2日間実施されましたが、その大会を含め最大で5日間活動した部は1つであり、その他の部についてはそれ以下となっております。中学校では生徒と教職員の適切な休養日等を設けているということが確認できました。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。

関連質問なのですけれども、今回の連休の前と後、前後というのでしょうか、保護者から何か寄せられた意見とかありますか。例えば、長期連休中はなるべく部活動をしてほしいのだからとか、そういった記事なんかを見たことがあるので、そういうようなことが教育委員会に対して、学校に対してあったかどうかお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 今のところ、そのような情報を保護者からいただいているということはないかとおりません。なかったというふうに確認しているところであります。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご回答ありがとうございました。

この質問項目の最後になりますけれども、長期休暇の対応について町長から総括評価をお聞きしたいと思います。今回の連休は異例の長さでしたので、各課局に対して町民の皆様から多種多様な、またたくさんの要望があったと思われます。それらを踏まえ、どのような意図を持って長期連休に臨んだのか。そして、その結果に対してどう評価したのかを聞きたいと思います。町長、よろしくお願ひします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 改めておはようございます。先ほど橋本議員のほうからお話があったように、今回の長期休暇は過去に例がない10連休にわたる長期休暇でありました。町といたしましても、町民から要望がある前に早期から町民ニーズに沿った対応策を各課局で検討し、役場の日直を2人体制にするなどのほか、これまで説明申し上げましたとおり、業務を実施してきました。

なお、町民から長期休暇についての要望や意見などは特にありませんでした。職員には、私は就任してから意識改革、更には町民目線での対応を行うようにということを指示しております。更には、行政は最大のサービス業ということも指示しております。そのようなことが浸透したと思うのです。そんな中で、職員がみずから考えて行動を起こして、今後もさらなる意識改革に努めていくように各課局長会でも指示をしたところであります。そう考えていきますと、要望がある前に考えて、適切な対応が実施できた結果だと思っております。

今回10連休だったのですが、初めての経験なのですけれども、職員の対応は、住民からいろんな要望がある前に、苦情がある前に対応はできたと認識しております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ご回答ありがとうございました。日ごろの指導によって、要望が来る前からもう対応ができたということでしたので、大変よかったのかなと思います。いずれにしても、今回の長期休暇は本当に異例の長さだったわけですので、今回の経験を次の長期連休や通常業務におきましても生かしていただければなと思います。

さて、次の質問に移りたいと思います。次は、自殺対策計画を活用したひきこもり対策の展開についてでございます。まず最初に、先日の川崎市における痛ましい連続殺傷事件の容疑者がひきこもり

であったということで、報道上ひきこもりが注目されておりますが、今回質問のひきこもり対策はもっと全体的なものであることを最初にお伝えするとともに、お亡くなりになった方々、おけがの被害に遭われた方々のご冥福とお見舞いを申し上げまして、本題に入りたいと思います。

長期休暇前に立派な自殺対策計画書が配付されました。私も休み中に目を通させてもらいましたところ、住民への啓発、自殺対策を支える人材の育成、生きる支援策、地域のネットワーク強化など、取り組みごとに担当する課や施策の内容が定められており、今年度から準備、試行、実施、拡充と段階的に推進していくものとなっております。大変よくつくられていると感じました。

この自殺対策計画を横展開していき、ひきこもり対策としても一緒に進めてもらいたいという趣旨で質問をしていきたいと思っております。理由は、今年3月に内閣府が公表した調査で、中高年、年齢でいうと40歳から64歳のひきこもりの方が全国で推計61万3,000人いて、15歳から39歳の推計54万1,000人を上回り、大変深刻であると発表がなされました。専門の大学教授の中には、この人数の倍はいると話される方もおります。国も対策に乗り出すとの記事でございました。いずれ国から県、県から町へと対策計画や実行計画がおりてきて取り組むのであれば、先行してこの自殺対策計画をひきこもり対策としてもあわせて取り組んでいただきたい。そうすれば、県から対策計画がおりてきたときには、本町のほうから県に対して先行事例として提言、提案ができるのではないかと考えるのが1点目の理由でございます。

もう一点は、自殺対策計画の中にも記載がありますが、国の年間自殺者数が2万人強、本町では年間1人から2人、国の人口が現在1億2,600万人、本町が1万1,372人、大体国に対して本町は1万分の1の大きさになります。これを先ほどのひきこもりの人数に当てはめていきますと、本町では中高年のひきこもりは61人、15歳から39歳のひきこもりの人数は54人、合計で115人の推計となります。先ほどの倍はいるという大学教授の話を知れば、本町のひきこもり人数は200人以上いることになります。本町の自殺対策計画の自殺対象は2人、自殺をさせないようにする対策計画なので、対象人数はもっと増えますし、ひきこもりの人も一部対策計画の中には入っておりますが、この自殺対策計画はよく練って、刷り込んで作り込んでいますので、100人以上いるであろうひきこもりの方の対策も同時進行で実行できる余裕が十分あるのではないかと考えます。それに、自殺対策とひきこもり対策を同時に進めることで、この自殺対策計画がより有効活用できるのではないかと考えられますが、町長はどのようにお考えになるかを伺いたいと思います。町長、よろしく申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ひきこもりについてのお尋ねですが、昨今、現代社会における新たな問題として注目を集めております。そのような中、内閣府で40歳から64歳の男女5,000人を対象に無作為での調査を行い、ひきこもりの方が推計で61万3,000人との調査結果を発表しております。以前行われた15歳から39歳の方の調査結果が54万1,000人でありましたことから、内閣府で、ひきこもりの方は

全国で推計100万人を超えるとしているところであります。

また、ひきこもりになる原因はさまざまで、退職、就職問題、人間関係、病気、男女関係、職場環境などさまざまな原因があると思われまます。これらは個人や家庭のデリケートな問題でありますことから、発見や対応も難しく、本町では現時点でのひきこもりの方の全体人数は把握しておりません。しかし、相談等があった場合は各課局において対応するほか、各種相談窓口やハローワーク、保健福祉事務所など関係機関へのご案内等を行っております。また、高齢者の相談については町の地域包括支援センターで訪問等を行い、ひきこもり解消につながるよう、外出等サポート事業や自立支援サービスセンターへの通所などを案内しております。

次に、町で作成しました自殺対策計画との関連については、多様な自殺の原因の段階の一部としてひきこもりも関係していると考えられますが、自殺にはさまざまな要因や、そのほか関連する問題も多く存在していることも事実であります。学校教育においても、ケースによっては、答えは1つなのです。学校教育というのは、大体授業の一環で、答えは1つなのです。そうでなくて、私は問題は、学校教育以外、社会に出ると答えは1つ、2つ、3つ、4つあるのですよということを、子供のうちから教育で子供さんのほうにそういう教育も必要かなと私は考えておるのです。社会に出ていろんなことを経験しながら、人生の中で人間形成も指導する必要があると考えております。そうすることによって、中高年になってからでもひきこもりや社会の対応に対して対応できる人間形成が必要かと、こう考えております。

ご承知のとおり、自殺対策計画は本年度を初年度として、これから研修や事業準備を進めていく段階でありますので、一体的な取り組みでなく、関係する所管と連携体制をとりながらひきこもり対策を推進していくことは、現状においては可能ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、高齢社会の進行や多様化する社会問題の中、近年中間層、特に40代から60代の方、ひきこもりに、その母親、父親が80代なのです、80代の親が対応するケースが多くなってきております。本町においてもひきこもり問題が深刻化せぬように、多くの人と接して、町主催のイベントや町外のイベントも含めて多く参加するように近隣の方に声をかけていただいたり、家族の方初め声をかけていただいて、町民挙げての自殺やひきこもり対策を構築していくためにも、本町においても関係所管との連携を密にして対策に取り組んでいく必要があると考えております。

先進国のイギリスのメイ首相は、これはひきこもり担当相を数年前に設置いたしているのです。先進国のイギリスのほうも、ひきこもりというのは非常に重要な問題になっているわけです。働き盛りも含めてそういう方が引きこもってしまうと、就職にも影響してくる。いろんな社会問題にも影響してくる。イギリスではそのような担当相も設置しておるところであります。

日本におかれましても、自治体任せでなく、国を挙げての指針を示していただいて、地方と一体となって取り組む必要があるかなと考えております。最近のいろんな事件も含めた中、また事件とひきこもりはまた別なのですけれども、その辺も含めた中で国を挙げての指針を示していただいて、地方

自治体と連携を組みながらやっていく必要があるのかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 町長、ご回答ありがとうございます。お話を伺っていると、ひきこもりの対策も一緒にしてくださる方向なのかなと感じました。ぜひ、質問を私はしましたけれども、自殺対策計画の中にも組み込んでいってしまうというか、自殺対策計画自体はもう走り出している計画なので、ぜひ町長に一声皆さんにかけてもらって、合わせていくのだという形で取り組んでいただけると、本当に効果が高いのかなと思っての質問でございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、次の質問に入っていきたいと思うのですが、少しご回答いただひてしまひたのですが、今は計画書についての質問をしたのですが、今度は現在について伺ひたいと思ひます。これも新聞記事の中で目にしたことなのですが、高齢者の介護相談を担う地域包括支援センターの方が相談者の自宅を訪問した際、ひきこもりの人の存在を確認する、あるいは発見するケースが多いと書かれておりました。これは8050問題とも言われ、数字で80、50と書くのですが、川崎市の事件もこれに当てはまると思ひれます。

この8050問題の定義は、ひきこもりが長期化し、ひきこもりの子供が50代になるとともに家計を支えていた親が80代になり、収入が細った上に介護の問題も発生して、より一層社会から孤立してしまう問題のことだそうひです。本町でも起こり得ることだろうと思ひました。

そこで、本町では、先ほど町長、現時点ひきこもりの人数を把握されていないということだったのですが、今後調査する予定があるのか。また、もし調査するとすれば、どのような調査方法をとるのかを教えていただければと思ひます。

また、先ほどの例のように、高齢者宅でひきこもりの方を発見した場合には、ひきこもりの方にどう接していくのかや、担当部署との情報の共有などの対応策、マニュアルみたいなものは現在用意されているのか。また、今まで多分事例とすればあったことがあるのではないかなと思ひているのですが、もしそんな事例があったのであれば、あわせて聞きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） これからはまず地域包括支援センター、更には子育て世代包括支援センターと2つのこういう包括があるわけひです。更には、ソーシャルワーカーもいるわけひです。そういうあれを含めた中、これからは一切そういうあれを、各部局だけでなく、包括した中でやっていく必要があるのかなと、こう考えております。

これは事例なのひですけれども、例えばひとり暮らし、ひきこもり、仕事をしていないひとり暮らしの方も、私も知り合い等で数名亡くなつております。こう考えていきますと、発見もおくれます。で

すから、私どもはいろんなところと協定を結んだり、発見を一日でも早くしようということを考えております。更には、先ほど議員が述べたように、各課局を超えて、包括的なこれは支援をしていく必要があるのかなというふうに考えております。いろんな部分で、ひとり暮らし、ひきこもり、自殺対策、これは全部つながっていているのかなというふうに考えております。ですから、その辺を考えていくと、我々課局を超えて、横の連携をとりながら対応していく必要があるかなと考えております。

そんな中、各課局を超えた中でもやっていきながら、特に介護職員等も含めた中で、これでいろんな部分、県とも連携をとりながら進めていければと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。先ほどちょっと質問した、ひきこもりの人数を調査する予定があるかどうか確認できれば、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ひきこもりの人数を把握する予定があるかということなのですが、非常にこれも、ひきこもりというのは非常に個人情報というか、そういうあれにもかなりやっぱり関与している部分、グレーな部分もあるわけですね。そう考えていきますと、近所の方等と、先ほど言ったソーシャルワーカー、介護職員等も含めた中で情報を入れて把握する必要があるかなと、こう考えております。本人のところへ行って「ひきこもりですか」と聞くわけにはいきませんので、それをいろんな観点から把握する必要があるかなと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。

最後の質問になります。ひきこもり対策は最終的に、生活を立て直すため就労対策が必要になると思われます。幸い現在世間では人手不足と言われており、職につくという意味では最大のチャンスだと思われますが、何か町として対策は考えられないか、町長にお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ひきこもりの方の件で就労支援ということなのですが、もちろん町とすれば、ハローワーク初め県と連携をとったりしながらひきこもりの方を社会に出して、働いていただくと。中間層はもちろん、働く年代ですと働いていただくと。そのような支援はしていきたいと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。町も支援をしてくださるということで、よかったなと。できれば、ちょっと具体策が聞けるとよかったかなと思ってはおるのですが、例えば農業なんか

ですと国も県も町も補助金を用意しておりますので、例えば農家さんなんかと協力し合って就労に結びつけていくとか、そこに町が橋渡しをする。補助金も含めてということですが、そんな対応なんかもひとつとれるのかなと思っております。

いずれにしても、ひきこもり対策は自殺対策と同じくらい大切でございますので、早目早目に対処してくださるようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で3番、橋本議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時半まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時13分）

---

再 開 （午前10時29分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、5番、森議員の登壇を許可いたします。

5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） 議席番号5番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

今回は、本町のなかさと公園、東部運動公園について、将来的な活性化を図っていくことについてお聞きさせていただきたいと思っております。

最初の質問です。なかさと公園の堤防側、方角で言うと少し難しいのですが、堤防へ向かうところの側道です。現在は行きどまりになっております。「この先行きどまり」という表示の看板はあるのですが、少し道に入ってからになります。そうすると、そこで気がついてバックするのも大変ですし、そのまま行っても、戻ってくるのが少し困難な状況です。そのような状況の中でもその道に路上駐車をしている車があり、また道の突き当たりは畑との段差もあり、車の方向を変えることが危なく、また細い道のために難しくなっております。「この先行きどまり」という表示の看板をもっと大きくして、もっと手前に出すことや、対策ができるまでの間は不便になってしまいますが、居住者や工事関係者以外は通行どめにしてしまうことなども考えられると思っております。通り抜けができるようにしたり、Uターンスペースがあるとよいのですが、予算的にはそこまで町の中での優先順位は高くないかもしれません。しかし、なかさと公園を訪れる人を増やしたいという意向もあると思っておりますし、イベントも開催されている状況から考えますと、予想される危険から考えても対策をしておいてよさそうに思います。この点の考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

ご指摘の場所はスーパー堤防側の東で、南北の道路であると思います。この道路は、歩行者及び自転車にとって、堤防に上がる自転車、歩行者用の坂路がありますので、自転車、歩行者は通り抜けることは可能であります。反面、乗用車にとっては、坂路の手前に車どめがあるため、行きどまりの道路となっております。

現在通り抜けができない旨の明示看板の設置位置は、この道路に入りまして約30メートル進行した場所にあるため、来場者にはわかりにくい状況であるかと思えます。しかし、看板は、平成12年度、公園全体の供給開始から現在に至るまで、この場所にあります。特に看板が見えにくく不便であるとか、Uターンや切り返しのときに脱輪をしてレッカーを手配したなどの報告は受けておりません。私も何度か経験があるのですが、皆さんも経験あると思いますが、あそこをずっと行きますと、Uターンするのに何度か切り返してUターンする状況になっていると思います。いろいろな利便性を考えますと、来園者にとっても不都合を感じていることもあるかと感じております。

いずれにいたしましても、森議員のおっしゃる看板の位置については、多くの来場者に対してより親切なおもてなしを念頭に、当該道路に進入する手前に場所を変更時期は、早目に変更いたします。

また、乗用車が通り抜ける道路の築造については、用地買収や道路築造費の財源が必要となることから、現段階では厳しいと考えております。しかし、来年度の利根川水系連合・総合水防演習は千代田町が会場となります。そのため、演習会場はもちろんのこと、会場周辺も国土交通省により必要な整備がされることと予想されております。町づくり町民集会でも申し上げましたが、利根川河川敷の利活用を念頭に、国に対して一体的な整備をお願いしてきました。その一環として、現在行きどまりとなっている当該道路も何らかの形で通り抜けができるよう要望したいと思えます。

いずれにいたしましても、平成から令和へと時代がかわりましたが、人気を落とすことのないなかさと公園であり続ける努力をいたします。

なお、先般全協で説明させていただきましたネーミングライツの対象となっていることから、新たな進化も遂げていければと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。不便ということ認識されて、とりあえず対応してくださるということで、ありがとうございます。

それで、将来を見据えていろいろと検討していつてくださるということで、なかさと公園、かなり利便性がよくなれば、また活性化してくると思いますので、期待しております。

次の質問です。なかさと公園のバーベキュー、とても人気があると聞いております。このことについてちょっとお聞きしたいのですけれども、予約がいっぱいで断ることがあるのか、あるいは、休日とかに集中して予約がたくさんあって、平日はがらがないのか、その辺の状況というのをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） バーベキュー棟の利用者数についてというご質問ですが、平成30年度の使用申請件数は190件でありました。内訳としては、町内にお住まいの方が37件、町外の方が153件となっております。利用者数は4,036名であります。多くの方にご利用いただいております。近年の利用者数については、ここ数年4,000人台で推移しており、極端な増減はございません。

このバーベキュー棟ですが、申請月から2カ月先まで利用申し込みが可能であります。先着順で受け付けをしているため、バーベキューシーズンである3月から11月ごろの土日、祝日については早々に予約でいっぱいになる状況であります。そのため、予約のタイミングが少々ずれると、ご希望に添えない場合もあります。

なお、平日については年間を通して空きがあります。例外として、毎年7月、8月の夏休み期間中はほぼ予約でいっぱいとなります。

食材におかれましても、できれば地元食材を購入していただけるようPRを今後していければと考えております。ぜひ森議員におかれましても、なかさと公園でのバーベキューを満喫していただきながら、会社の社員や友人、近所の方も含めてぜひ利用していただければと考えております。この施設のよさを議員のほうからも発信していただければと、さらなる活性化につながりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。数字をお聞きしますと、町外の方が結構いらっちゃって、4倍近くでしょうか、かなりこの千代田町に町外から来る方がいらっしゃるといのは、すごくいいと思います。やはりかなり人気だということがわかりましたので、私もちょっと、どんどん利用していこうと思います。ありがとうございます。

続きまして、そのバーベキュー棟の施設についてなのですが、現在雨のときに風があると、横から雨が入り込むような、横にちょっと屋根というか、そういうのがない状況ですので、例えばビニール等での対策を考えているかとかをちょっとお聞きしたいのと、バーベキュー棟のところなので、駐車場のスペースが少なく、荷物の積みおろしができる車の数も限られています。路上に止めて何とか間に合う状況ではありますが、長時間の路上駐車場につながらないようにするためにも駐車スペースの拡大が必要と思われるのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 近年のアウトドアブームの中であって、ホテル並みの設備やサービスを利用しながら自然の中で過ごすグランピングが人気を博しております。このグランピングは、手ぶらで行っても至れり尽くせりで、キャンプやバーベキューの不自由な部分を省き、いいところ取りをしたス

タイルとして気軽にアウトドアを楽しむことができます。しかし、本来のアウトドアやバーベキューの姿は、文明から離れ、多少の不便さを受け入れ、自然を肌で感じながら思い切り屋外で楽しむことが醍醐味かと考えております。その点、本町のバーベキュー棟は屋根つきの施設であり、雨や真夏の直射日光を遮り、風通しのよい構造となっております。近隣の市や町でも都市公園でのバーベキュー棟はなかさと公園ぐらいかなと、こう考えております。そう考えていきますと、その辺をなかさと公園も今以上にPRしながら、皆さんに活用していただければと考えております。そのため、本町の施設をご利用する皆様には、緑豊かな千代田町の自然を肌で感じていただけると自負をしております。

ご質問の雨風をしのぐ対策を検討しているかとのことですが、現在までのところ、急激な天候の変化等により、利便性が著しく損なわれたことに起因した雨対策の要望や苦情は特に受けておりません。天気予報により、悪天候が予想される場合は、利用者の方からみずから判断で中止をされるという事例はありますが、その際は利用料金を全額返還させていただいております。以上のことから、今までどおりの運営方法でご利用いただきたいと考えております。

次に、駐車スペースについてであります。現状を申しますと、駐車可能台数は8台であります。少な目であることは否めません。利用者が多い場合は、食材等の荷物を降ろしていただいた後、車両は管理棟側にある駐車場に移動していただく必要がございます。

本町のバーベキュー棟をご利用いただく方は、リピーターが多くを占めております。不便な部分もございますが、ご理解いただいた上で利用しているためか、ご意見は寄せられておりません。しかし、今後の利用状況を見て研究、検討を進めていきたいと、こう考えています。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。利用料金を戻すとか、かなり利用者の立場に立っていろいろとされているということがわかりました。確かにリピーターの方も多いそうで、皆さん工夫されているということで、多分皆さん満足している結果がそのたくさん来場者が多いということだと思いますので、現状でも何とかできているというふうに思います。また、苦情もないということですので、皆さん楽しんでいらっしゃると思います。

次の質問なのですけれども、なかさと公園のバーベキューの施設、すごく人気があるということなのですけれども、それを東部運動公園の設置などを考えているかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。将来的に食材も千代田町の野菜とかお肉とかを使っていただけるようにもなるということにつながるとも思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） これまでバーベキュー棟はシーズンである3月から11月ごろの土日、祝日は大変好評いただいておりますが、平日を含めた年間の利用状況を考えますと妥当な規模であると判断をしております。しかしながら、平日多くの利用者に活用をしていただくよう、今後老人会や高齢者

にもアプローチをかけて、平日も利活用していただきたいと、こう考えております。

また、なかさと公園はバーベキューを主体とした公園ではなく、総合公園の中でバーベキューを楽しむところに魅力があると考えております。都市公園の総合公園なのですね。ですから、野球をやったり、健康器具があったり、お子さんが遊ぶ遊具があったり、グラウンドゴルフを楽しんだりした中の一環のバーベキュー棟という捉え方なのです。もちろん施設の規模を拡大することで、多くの利用者を受け入れながら千代田町の自然を満喫していただきたいと思いますが、規模を拡大し過ぎたときに利用者間でのトラブルや事故などが懸念されます。本町にお越しいただいた利用者の方々が気持ちよく、そして楽しく利用していただき、何度でも遊びに来てもらえるような運営を心がけております。都市公園としての機能を総合的に判断し、今後検討してまいりたいと、こう考えております。

また、東部運動公園のバーベキュー棟新設についても今のところ予定はありませんが、今後設置要望の声が増えた場合には、来年千代田町で開催される利根川水系連合・総合水防演習跡地の河川敷利活用の中で検討していきたいと、こう考えております。水防演習は、5月の半ばには来年度開催される予定になっております。その中で、5月に入りまして国交省のほうに要望に行つてまいりました。その中で、水防演習が終わった後の利活用ということで、駐車場整備や、更には公園の整備ということ、その一環としてそこに露天のバーベキューができる施設も将来的にはどうかと、こう考えております。そんな形でやっていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。総合的に町のデザインを考えながら、その中でバランスをとってされていくということだと思います。水防演習の跡地の活用についても、とても素晴らしいことだと思いますので、楽しみにしております。

次の質問をさせていただきます。なかさと公園にお店を出せるようになりましたけれども、現在はそれはどのような状況になっていますでしょうか。東部運動公園を含め、出店についての展望などをお聞かせいただければと思います。今後積極的に増やしていくようにするのか、あるいは集客と並行して計画していったり、あるいは現在の様子を見ながら考えていく状況かをお聞かせいただければと思います。公園の活性化は町民にとっても気になる場所ですので、ぜひお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本町では新たな財源確保の取り組みとして、平成29年度から施設の利用料金の改定、出店等による物品の販売や写真、映画の撮影など、敷地利用料金も設定をいたしました。なかさと公園では映画の撮影や音楽、イベント等に利用したい旨の問い合わせが数件ございましたが、実際に利用された実績はございません。また、個人的な移動販売等の実績も現段階ではありません。

東部運動公園については、サッカー大会のときにバーガー系の販売が1件、プロバスケットボール

の公式戦が3回開催され、イカ焼きの販売が3件、トータルで4件の実績となっております。今後の展望といたしましては、出店によって公園利用者が増え、利用者の増加が出店者の安定的な利益につながるような相乗効果が生まれるよう、商工会やJAと連携を組み合わせながら取り組んでまいりたいと思っております。なお、皆さんも知人等で出店希望の方があれば、ご紹介をいただければと考えております。

公園の活性化については、将来の町のランドデザインを考えていくと。ただ利用しているだけでなく、そこに出店をしていただいて、町の食材、地場産を販売したり、人が集う、それを活性化につなげていければと、こう考えておりますので、ぜひ皆さんも知人等がいれば紹介していただければと考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。出店については、高橋町長のほうで仕組みをつくられて、まず第一歩を踏み出したというか、その仕組みがないと進まないところから仕組みをつくっていただいて、これから続けていかれるのだと思います。ありがとうございます。

次の質問はその件なのですが、出店についていろいろと動いていらっしゃると思うのですが、町のホームページを見ますと、それについて余りはっきりと出ていないように思います。出店者への案内や集客のためにも、例えばこういうお店がありますよとか、出店しませんかとか、そういう出店のPRをもっとしてもいいようにちょっと思ったのですが、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 出店の件ということですが、各施設の利用料金等の改定に合わせて担当課の窓口はパンフレットを設置し、町ホームページ上において利用料金の変更金額を掲載しております。しかし、議員が述べたように、町ホームページには都市整備課所管の施設であるバーベキュー棟と野球場の利用料金のみが掲載されており、出店に関する情報がございました。そのため、物品販売や写真、映画撮影など敷地の利用料金の内容を早急に掲載し、より一層のPRを図り、公園の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。またこれからもどんどん活性化していければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問は、一応経済課長にお聞きしたいのですが、ちょっと答えにくい質問になってしまいかもしれないのですが、商工観光係ができて、観光について、なかさと公園や東部運動公園の活用について、これはちょっと限定した質問になってしまうのですが、今回公園の活用ということでお聞きしたいので、それについての何かプランはあるかどうかをお聞きしたいと思います。

現在行われているイベントのマラソン大会や桜まつりなどを盛り上げていくのか。観光としてですね。あるいは、ほかにも通年にわたって観光の点から何かあれば、お聞かせいただければと思います。特に今のところなければ、ないということでもいいのですけれども、その辺何かございましたら、お聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 坂部経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃったとおり、現在両施設を活用した観光事業といたしまして、なかさと公園では桜まつり実行委員会主催によります桜まつり、それから東部運動公園ではちよだ利根川おもてなしマラソンを実施しております。この両事業ともに町外から大勢のお客様が来町され、千代田町をPRできる絶好の機会となっておりますので、引き続き関係団体の皆様方と官民連携により、内容の充実を図って実施していければと考えております。

また、今後につきましては、旅行者によります千代田町の体験ツアー等でなかさと公園などを組み込んで町のPRができればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。観光もやはり、千代田町もここ最近いろんなところからの観光ということで少しにぎわい始めていると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、大谷議員の登壇を許可いたします。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 4番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、都市計画道路の現状と展望、交通安全対策について質問させていただきたいと思っております。今から2年前の平成29年6月定例会の私の一般質問で、都市計画道路の築造工事について、交付金が減り、当てにできなくなった場合は町単独でも事業を進めるのかという質問に対して町長の答弁は、交付金がもらえるよう努力しますが、事業推進のため、ある程度単独費を充当してでも早期完了したいとのことでした。その結果、現在工事が進められているわけですが、都市計画道路赤岩新福寺線の現状と工事の進捗状況を都市整備課長にご答弁をお願いします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

工事の現状につきまして、下水道管の埋設及び用地取得が難航したことによりまして、平成30年度

分の工事につきましては年度内の完成が厳しく、繰越明許を行い、完成工期を7月末として現在実施しております。

進捗状況につきましては、平成30年度第1期工事といたしまして、赤岩地区と舞木地区の県道の接続部を除きまして道路側溝や歩車道境界ブロックの構造物を設置いたしまして、車道部分につきましては舗装をかける前の上層路盤までの仕上げとなっております。状況といたしましては、7月末の工期にはなっておりますが、現在、今月中旬の完成予定であります。

今後につきましては、先行して、今度は群馬東部水道企業団によりまして赤岩側の歩道部分に水道管の埋設を行います。令和元年度、今年度の道路本線の2期工事といたしましては、赤岩側と舞木側のそれぞれ県道接続部分の施工や車道部分と歩道部分の舗装工事を発注いたしまして、令和2年、年を越して3月末の完成を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ただいまの1期工事、2期工事というご説明があったのですが、私もよく通るので、その工事の進捗状況を見ているのですが、特に舞木の西の接続部分ですよね。今碎石が乗って、転圧している。アスファルトは敷いていない状況ですが、斜めに入っていくことから、遠い部分で多分10メートルから15メートル、近いところで多分5メートル以内ぐらいの未工事部分というのが残っているのですが、これはどうして2つに分けたのか。というのは、最初に土を入れて、碎石を入れて、転圧してつくっていますよね。そこで途中で切っている状態で本体部分の長い部分をやっているのですが、そうすると二度手間になるというふうに素人考えでは思うのですが、どうして最初から接続部分まで工事をしなかったのか。

それと、よく見ると新しい道路のほうが若干勾配が高いというか、高く見えるのですよね。その辺を現状の県道に接続するのにどういうふうに持っていくのか、その辺をお聞かせください。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 大谷議員さんの質問に、どうして2期に分けたのかということなのですが、本来道路をつくる場合、いきなり単年度で完成するというときには、また掘削して、下から材料を碎石とか積み上げていくのですが、その辺が転圧が十分行き届かない部分というのがあって、なるべくなら舗装前にちょっと期間を置きたいというのがありますので、そういった部分で分けているのと、あとは県道の接続部分につきましては、まだ電柱の移設とか支障物件、それから既存の県道の歩車道とか県道をいじる関係がありますので、その辺の最終的な協議の詰めがまだちょっと終わっていませんので、ちょっと接続部分については2期工事で分けてやってございます。

それと、舞木のほうですが、今の状況で新しい道路のほうが高いのではないかと、今現在途中で見ると、確かに若干県道が、既存の県道と新しい道路がちょっと段差があるなというところがあるのですが、道路形状上カーブになっていきますので、若干カウ

トがついている関係で、最終的にはセブンイレブンのほうですりついていくのですけれども、その辺では既存の県道の高さにすりついていくような形になります。一応今現在の感じだと、ちょっと高いなというのが、ちょっと感じる部分があるのですけれども、実際の道路計画上の高さですと既存の県道にすりついていくという構造になっております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 当然プロですから、ちゃんと考えているのだなと思いましたがけれども。

次に、都市計画道路赤岩新福寺線が東の県道赤岩足利線、152号と言われているところですが、西の足利千代田線、これは38号、主要県道なのですけれども、に接続後の運用方法についてお尋ねします。以前のお話では、西から県道38号線を通り、新福寺、中島と来て、都市計画道路に斜めから入っていくわけですがけれども、東の152号、フードショップクリバラさん北ですけれども、にぶつかった場合、交差点面積が狭いため大型トラック等の大型車が右左折できないため、大型トラック等の大型車は開通後も進入させず、従来の38号線を通すとのことでしたが、そのお考えで間違いはないのでしょうか。

それと、フードショップクリバラさんの北には現状変形五差路がありまして、その北に丁字路という形で都市計画道路が接続することになりますが、交差点、信号機の運用も含めて県公安委員会などと協議中とのお話でしたが、どのようにご解決なされたのか、都市整備課長にお尋ねします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

現況といたしましては、赤岩側で県道の赤岩足利線の交差点が確かに丁字路で接続となるため、大泉方面から来る大型車両につきましては、明和町さんと館林方面に向かう場合には、ちょうど丁字路になってしまいますので、南側は既存の主要地方道の現在の足利千代田線のほうに迂回していくような形になってしまいます。北側は逆に県道の古戸館林線にちょっと戻るような状況となってしまうことから、供用開始までには警察との協議の中で対応を考えてまいります。

また、この接続する丁字路交差点と約30メートル南側の五差路との信号の兼ね合いについてなのですが、現協議の中では五差路の信号機が都市計画道路側に移設となる予定でございます。今後、当然先の広域農道までの延伸を含めた今再協議の中で最終的な回答を得たいと思っております。まだ最終的な回答が出ていませんので。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 新しく交差点が北に、丁字路ができるといった場合に、150メートル以内の信号機を取り外さなくてはならないという法があるそうなのですけれども、現状の五差路の形状を考えると、新たな工事が必要になってくるという状況があると思います。新設の交差点に信号機がで

きることによって都市計画道路を通行する車等は便利になりますが、既存の信号機がなくなることによって地元住民は不便になることが予想されます。その辺、都市整備課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 質問にお答えいたします。

信号機を移設するということになると、今までの近隣住民の方の生活の流れが変わってくるかと思いますが、まずその辺の都市計画道路の決定の際に、過去に一応地元説明会という形で説明はした中で、確かに現段階では今までと違うという中で不便はこうむるかと思うのですけれども、逆に、新しく道路ができて、そちらのほうで逆に便利さを痛感できればいいかなというところで考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） たまたま交差点が近過ぎたということで悪影響が出かねないのですけれども、交差点がなくなることによって事故等が起きないように、また道路形状等もしっかり考えていただきたいなと思います。

次に、延伸するというお話なのですけれども、農免道路まで延伸した場合の費用、積算金額が出ているかどうか、都市整備課長にお尋ねします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

都市計画道路赤岩新福寺線の広域農道への接続の延伸事業費についてでございますが、これから2回目の地元説明会のほうを開催してまいりますので、交渉を進める関係がございますので、大枠での概算費用の見込み額となりますが、ご了承いただきたいと思っております。

用地取得に関する地権者の方がおよそ17名いらっしゃいます。建物移転補償費の関係ですけれども、一応建物の移転に該当するのが7棟分になります。土地、建物関係の補償費につきましては、約4億5,000万円程度で、それから工事費につきましては現在施工の都市計画道路の築造費用で参考にしまして、約2億円程度を想定しております。

なお、社会資本整備総合交付金の、今現在は都市計画道路は街路事業という形でやっていますが、市町村道路整備事業という形の通常の道路築造事業の採択を受けておりますので、事業費のやはり55%が交付金の対象となります。

また、延伸事業に該当する地権者様の理解や協力についてですが、1回目の説明会におきまして、道路の必要性につきましては出席者の皆様からおおむねご理解をいただけていると思っております。特に住居移転が生じる方とか、農地の関係なのですが、買収後の残地の形状などで、それぞれご意見がありましたけれども、用地測量や建物調査等を実施させていただきましたので、これから丁寧に説

明をして、同意を早急にいただけるよう頑張っまいるたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 全体で6.5億円を見込んでいるということなのですが、次に都市計画道路の交通安全対策についてお尋ねします。

ご存じのように、千代田町は利根川に沿って発展してきたため、県道38号線は利根川近くの利根川に沿って延びています。それが旧市街地と言えるかどうかかわからないですが、もとの市街地なのですが、それが都市計画道路が町の中心部を通過することになり、舞木、権現地区の新興住宅地の中央部や西小学校の南側を通過することになります。従いまして、小学生の登下校時はもちろんのこと、ふだんから児童生徒が横断する機会が格段に増えると予想されます。昨今の天津市の自動車事故等、歩行者を巻き込んだ悲惨な事故が後を絶ちません。更に、残念なことに、交通安全対策も誰かの犠牲が出て初めて点検されたり、検証されたり、後手後手になっているのが現状であります。本町ではこのようなことが起きる前に、あるいは起こらないように対策を考える必要があるかと思いますが、どのような交通安全対策をお考えですか、都市整備課長にお尋ねします。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

都市計画道路につきまして、赤岩側の県道赤岩足利線と舞木側の主要地方道足利千代田線の間が供用になった場合の安全対策についてですが、西小学校の子供たちの通学路といたしまして、確かに赤岩側、県道との丁字路部分になりますので、南北の横断となることや、更にその西側につきましても区画整理地内の十字路の交差点部分で同様に南北へ横断する箇所ができてしまうことから、より安全対策が重要であると思っております。そこで、今後の広域農道への延伸接続を踏まえた、現在行っている交差点の再協議とあわせて、当然歩行者用の信号機設置が不可欠であると思っております。

なお、早期設置に向けての協議を、警察と十分な安全対策を図って協議してまいりたいと思っております。

また、場合によっては現在の中島の押しボタンの信号機から西小学校へ向かう通学路に関して、現在、今の通学路は歩道と車道が分離されていなくて、グリーンベルトの路面標示やスピードの抑止表示、それから30キロの規制をかけての安全対策を図っていますが、どうしてもきちんとした歩道空間の整備を行った都市計画道路への通学路の変更など、今後学校関係者とも連携を図って、そちらも視野に入れて安全対策を図れたらいいなと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 私が思うに、多分最低限でも中島の丁字路、権現地区の十字路ですよね、と赤岩県道にぶつかる場所と3つ信号が最低限必要になると思います。それと、子供たちはそこで車

を待つ、信号でいるということを考えると、その辺のガードレールとかもちゃんと対策をしていただきたいなど、このように思います。

次に、2年前の一般質問で、都市計画道路が県道に昇格すると、並行する県道の38号線は町道に降格するとのことでした。バイパスになるわけですよね。どのタイミングで都市計画道路が県道に昇格するのか。また、現在の都市計画道路築造の費用というのは、先ほど55%の補助金があるということだったのですけれども、震災のおかげでほとんど来ていないという中で、町の自腹でもつくっていくということだったのですよね。自腹でつくった都市計画道路が県道になって、県に移管されて、現在の立派とは言えない傷んだ県道38号線が、傷んだまま町道として町に移管されては、県の丸もうけで、町の負担だけが残ってしまいますので、県道38号線の町道移管後の維持管理費の負担割合というのは県とどのような協議をしていくのか、その辺を都市整備課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

県道昇格の関係なのですけれども、現在、本来県道昇格については、もともと群馬県さんのほうに事業をしていただくという意味合いで県道に昇格して、群馬県のほうで事業をしてもらいたいというのが趣旨だったのですけれども、結局なかなかその辺がタイミングとか合わなかったので、実際、当然今の道路が千代田町から明和町さんのほうに抜けているのですけれども、明和町さんもお存じのように、ちょうど突き当たり、キャンパックさんのところからちょっと122号の川俣駅のほうにつながったりしているのですけれども、その辺の道路も結局、同時に明和町さんと千代田町、うちのほうで共同で格上げして、群馬県にやっていただくこういうところだったのですけれども、最終的に明和町さんもうちも町独自でやっていますので、今の段階では県道昇格というのはちょっと。状況的にはちょっと、今なしな状況にはなっているのですが、もし県道昇格の話が浮上して、今の都市計画道路と延伸が完成して県道昇格になった場合、議員さんがおっしゃられる足利千代田線と川俣停車場線、明和町に行く県道の移管の関係なのですけれども、当然、やっぱり新しい道路のほうで維持管理面で今後お金のほうはかさまいません。今現在旧道の県道のほうは大分傷んで、沿線の方からも修繕等の要望がある中で部分的にやっています。

今後将来的には、本当に移管だというときには明和町さんと一緒にあわせながら当然いい状態に、悪いところは修繕していただいて、両町のほうで納得した中で移管を受けるという形で考えております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 時間が押してしまして。最後に町長に、この都市計画道路について何かご意見があれば、総括を求めたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 総括ということなのですが、都市計画道路は本町にとりましてはまちづくりには欠かすことのできない道路であると認識しております。先ほど議員のほうから述べたように、延伸も含めた中で、ずっとジョイフル本田のほうの道とつなげることによって、これから工業団地も含めて、更には経済圏も含めた中でそこが幹線道路になっていくのかな。ただし、今の段階では、川俣停車場線ですか、向こうの今ある県道と、これを県道に昇格していきたいという旨の中では、明和さんと経済連携をとっております。その中で、工業団地が隣接していますので、明和さんが2本こちらに町道を整備していただく。我々も工業団地を整備した中で、そこにも道を新たに整備していく必要があるのかなと、こう考えていますので、道路の傷みぐあいとかそういうのを見て、なるべく町からの負担金がないように。もちろん新たにこちらを県道に先行きする場合は、県道として向こうを全部整備していただいてから、県のほうに整備していただいてから、町のほうとそれを入れかえていく。それは明和さんとの協議も必要なのですが、そのように考えております。

また、そのようなことを踏まえた中で、本町は国道、鉄道のない町でありますので、新たに新橋を踏まえた中で、その辺も視野に入れながら将来のグランドデザインも考えていく中で、いろいろその開発も含めた中で、館林、邑楽の都市圏という部分で、その辺を開発も含めた中でいろいろ検討していく必要があるかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ぜひとも、道路はつながって初めて道路ですので、急いでやっていただきたいというのが私の本音でございます。

次に、英語特区と英検無償化の効果と検証について質問したいと思います。最初に、英語特区認定の前後の中学校での英語学力の変化、つまり中学校内の学力テストの平均点と最低点の検証はなされているのかお尋ねします。本年4月の学力テストの結果が出ていないとのことですが、中学校に対して聞き取りした内容で結構ですので、英語の平均点が上がっているのか、また最低点も上がっていて、全体的に底上げがなされているのか、教育委員会事務局長にお尋ねするというのが1つで、時間の関係もありますので、次に英検無償化後の中学校生徒の3級合格者の推移もあわせてご答弁をお願いします。

○議長（高橋祐二君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、英語特区の前後の学力ということでございますが、中間テスト等の定期テストにおける英語学力の検証につきましては、テスト内容は毎年異なります。また、29年度から英語特区。現在は英語の教育課程特例校の指定というのですが、それを受けましてまだ2年が経過したところでございますので、指定後の前と後で学力がどうか、どう変化したのか、数字で捉えるのはやはり難しいというふ

うに思います。

しかし、外国語指導助手、ALTと呼びますが、の配置に加えまして、特例校指定による小学校からの英語教育の充実によりまして、生徒たちの英語力は確実に上昇をしていると思います。特に英語の会話、そして聞き取りについては大変伸びており、小学校からALTと接し、生の英語に触れまして、そして中学校では全ての授業においてALTと英語教師のチーム・ティーチングによって授業を実施しております。これらの効果が出ていると考えられます。

また、個別指導の必要のある生徒に対しましては、少人数体制できめ細かな指導ができるよう、複数の教師を配置しているところでございます。

また、次の質問でございます。英検無償化後の合格者の推移でございます。こちらにつきましては、英語検定料の助成事業は平成29年度から開始をいたしました。参考までに28年度の状況を含めまして、これまでの英検合格者数の推移を申し上げます。

まず、28年度では受験者数は122名のうち合格者数64人、合格率は52.5%でありました。次に、事業開始初年度である平成29年度では、受験者数308人のうち合格者数は182人で、合格率は59.1%でございました。平成30年度では受験者数257人のうち合格者数は134人で、合格率につきましては52.1%となりました。全体的な数値では平成29年度は受験者、合格者とも大幅に伸びましたが、30年度は平成29年度比で受験者は48名減少し、合格者も7%低下をいたしました。しかし、級別で見ますと、4級及び5級においては合格率は低下をしたのですけれども、3級では若干上がっております。また、準2級では合格率は若干下がりましたが、受験者数につきましては前年度に比べまして12人増えました。28年度のときと比べますと、倍以上に受験者数は増えております。そして、2級では、本事業開始以来初めての合格者が出ております。この結果から、英検無償化により、千代田中学校、そして町外の中学校に通う生徒たちは、より上の級を目指しているという傾向がうかがえると思います。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 詳細な数字のご答弁ありがとうございます。

英会話というのは、小さいときから聞かせると耳が慣れてよいとも言われています。その一方で、国語力、日本語力ですね、の基礎ができる前に英語に重点を置き過ぎると、英会話はできるようになるが、日本語に訳せなくなるとも言われています。

高校入試も大学入試も、私の親の世代では英語は余り重要視されていませんでした。昔50点だったということですね。私の世代では、私立文系では国語100点、社会100点、英語150点と比重が高まりました。私のころというのは、比重が高くてもリーダーがメインで、現在はヒアリングやスピーキングの比重が増えている過渡期で、実践的な英語力が求められるようになりつつあります。中学校の英語教師がリーダーを教えるよう大学で習ってきたのが、現在は会話も教えなくてはならなくなり、現場はまだまだ戸惑いと混乱が続くように思われます。私は理屈抜きで、中学生には毎年流動的な高校

入試に対応し、受かるための英語教育を推進しなくてはならないと思いますが、時間の都合もありますので、英語教師でもありました教育長に、教育長の考える英語教育というのは何かというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 私の考える英語教育とはいかなるものかということでご質問を受けました。質問にお答えいたします。

自分自身の英語教育のあり方について述べる前に、日本の英語教育について簡単にお話をさせていただきたいと思います。学校教育は学校教育法のもとで行われる教育行為のことですので、英語教育もその基準に従って行われることが必要です。結論から申し上げますと、私の考える英語教育のあり方というのは、学習指導要領の外国語活動及び外国語に記載されている内容に従って英語教育を行うことであるというふうに考えておるところであります。

10年ごとに示される日本の教育のあり方を示す中教審答申によると、日本の英語教育は残念ながら国際的にレベルが低く、次のような課題が指摘されております。1、学年が上がるごとに児童生徒の学習意欲が落ちること、2、学校間、学校種間の接続が不十分で、進級、進学後にそれまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かしていないこと、3、中高等学校で文法、語彙などの知識がどれだけ身についたかに重点が置かれ、コミュニケーション能力、話すこととか書くことのことですが、不十分であること、4、中高等学校の生徒の英語力は、習得した知識や経験を生かし、コミュニケーションを行う目的、場面、状況等に応じて適切な表現をする機会が不十分であること、この4点が指摘されています。

そこで、これらを改善するために、各学校段階の学びを接続させること、外国語を使って何ができるようになるかを明確にすることなどが挙げられました。具体的には、小中高等学校で一貫した指導を実現するため、国際的な基準であるセファールを参考に、小中高と段階的に実現すべき領域、書いたり、読んだり、話したりする領域ですが、の目的が設定されました。この目標は単に知識、技能だけが示されているのではなく、考えたり、表現したりする言語能力が示されていることが特徴となっております。英語によるコミュニケーション活動が実際に行われるようになっているのが特徴です。

私の考える英語教育のあり方とは、ますます進む国際化の中で千代田の児童生徒が将来日本人としてグローバルな視点で物事を考え、必要に応じて英語で世界中の人々とコミュニケーションがとれるように、国の基準に従い、その基礎を築いてあげることが本町における英語教育のあり方であると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ありがとうございます。英語というのが、やっぱり文法上日本語と、主語、動詞が来て目的語が来るといふ、並びが違うといふのもちょっと日本人にとっては覚えにくい言語な

のかなとも思いますけれども、やはり少しでも嫌いにしないということが大事で、それが実践的に会話を修得する。ヒアリングもそうですけれども、例えば今中学校3年生が京都に修学旅行に行っていますけれども、現地で外国人に話しかけて、何かインタビューしてくるというのがあるそうですけれども、自分の英語がどれだけ使えるのかなと試すいい機会だと思います。少しでもやっぱり千代田から出たグローバルな人が海外で活躍できるような人材づくりに教育長に努力していただいて、教育長が育てた子供たちが海外にいるのだということになれば、私も千代田町で英語を教えていてよかったなというふうに思いますので、ぜひともそのように英語の学力アップを図っていただきたいなと思います。

以上で私の令和元年の最初の一般質問を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で4番、大谷議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

2番、酒巻議員。

[2番（酒巻広明君）登壇]

○2番（酒巻広明君） 議席番号2番、酒巻です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私のほうからの質問としまして、災害、防災対策についてという質問をさせていただきます。町の防災対策については、千代田町地域防災計画をもとに、基準として行われているかと思います。平成30年3月には千代田町防災マップが新たに作成されました。これは非常に大きくて見やすく、とてもわかりやすい防災ハザードマップがつくられたかなというふうに感じております。災害はいつ発生するかもわかりませんので、そういった部分を踏まえても、非常にいいことだったのかなと思います。

そして、今年の3月17日日曜日には、町主催の防災講演会として、町民プラザで行われた講演なのですが、こちらのほうは群馬大学大学院理工学府の環境創生部門の准教授であります金井先生を講師として招いて開催されたもので、その際に、災害はいつやってくるかわからない、自助、共助、公助、そして近助という部分が大切だよと。「備えあれば憂いなし」ということでお話をされていたことがとても印象に残っております。災害が起きたときには、まず初めに自分の身は自分で守ることが大切。まず初めに自助という部分なのかなというふうにも感じました。乳幼児からお年寄りまで、健常者の方や障害者の方などいろんな方が、まずは自分の身を自分で守ることになるかと思えます。

ここで、6月12日水曜日に、新たに障害者のための働く雇用施設としてNPO法人ハートフルふきあげさんのほうが千代田町事業所のほうも開設されるわけでございます。千代田町にとってはとても、非常にいいことなのかなというふうに感じております。そこで、まず初めにということで質問させていただきます。

地震や風水害など災害時に障害者の方々が安全に避難場所等へ避難できるよう、どのように町として考えているかお聞きしたいと思います。町長、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 地震や風水害など災害時に障害者の方々が安全に避難場所へ避難できるようにするための対策ですが、原則健常者の方と変わりありませんが、障害をお持ちの方は健常者の方より準備や移動に時間が必要な方が多いと思われまます。地震による災害は避難の事前準備ができませんので、健常者と同じ行動となろうかと思えます。町では住民の方に防災の話をさせていただきとき、地震が来ることを想定して、隣組等の近所で事前に、地震時でも安全な集合場所を決めておくよう伝えてあります。実際に災害が発生したら集まってもらい、近所の人々の安否をその場で確認していただき、もしいない方がわかれば、その人の自宅へ向かい、安否を確認します。全員の安否を確認した後、その集団で避難所まで向かいます。障害をお持ちの方も複数普通の人と一緒にいることで不自由な部分をカバーしていただき、避難所へ向かえるはずです。

次に、風水害時の対策ですが、今年の3月に行われた中央防災会議で風水害に対する基本姿勢が見直されました。国内で大規模な災害が起これると専門家が調査を行い、次につなげる調査を国を挙げて、国交省等々へも行きながら、いろんな部分でそれを研究をしながら、回答が得られてあります。その都度、その災害によって国の示したことに関しては全部違うのです。皆さんと視察に行った熊本地震もそうです。全部国等が最終的に現地に向かって、それを調査をした結果は全部違います。

そう考えていきますと、酒巻議員が述べたように、先ほどの町で主催した講演会、その上司に当たる片田教授、群大から東大へ行っておるのですが、この上司の片田教授というのは、先ほど述べたように、自分の身は自分で守ると、これが前提であります。自主防災組織を我々がつくるというのは、今全部で11団体できているのですが、これをつくるというのは、まず自助、公助、近助、共助、これも含めて、まず近所同士で仲よくしながら、家族含めて、まず自分の身は自分で守るものだ。それから我々行政がサポートに出るのだ。その前もそうですけれども、そのような形で植えていく必要があるのかなと、こう考えております。

次に、住民はみずからの命は守るといふことの意識を持ちながら行動に移していただきたいと、こう考えております。地球温暖化に伴う気象状況の激化や行政職員に限られているなどにより、突発的に発生する激甚な災害への行政主導によるハード、ソフト対策にも限界があります。先ほど述べたように、避難情報の放送方法が変わりました、また。それも含めた中で避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示という形を周知してきましたが、警戒レベルというものになりました。警戒レベル3は、避難準備、高齢者避難開始と同じ意味合いとなります。警戒レベル4では、避難勧告、避難指示を兼ねた、全員が避難するという意味合いになります。避難レベル5については、既に災害が発生している状態となります。この警戒レベルの詳細については、5月末に各区長さんを通じまして

住民へのチラシの回覧を依頼いたしましたので、ご覧いただければと思います。

このように住民主体の防災対策となりますが、行っていくことはこれまでどおりと変わりはありません。障害者への対策も同様と考えております。気象庁の発表した警報、雨量、風力等、近隣河川の水位等をもとに住民へ適切な情報の発信を行い、周知に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。先ほど、警戒レベル3から避難が始まって、4では全員避難という部分、こちらのほうは6月の回覧で各皆さん見られているかと思えます。これもどんどん、どんどん周知して行って、広めていく必要もあるのかなと思えます。

まず、避難という部分で、まず初めに安否を確認して、近所同士で避難場所に避難をしていくという流れで、先ほど町長のほうからも答弁はあったかとも思えます。その際に、3月の広報紙にも掲載されたのですが、ヘルプカードというものが千代田町でも必要な方には配布しますよという、こちらの記事のほうも町広報紙に掲載されていました。そういった部分もまだまだ知らない方もいるかと思えます。ですので、そういった部分、利用者、それを使う側とそれを見て配慮する側、支援をする、協力する側という部分でしっかり連携を図っていくという部分が必要なのかなと思えます。

その部分で、千代田町においても避難訓練や千代田町自主防災組織も立ち上がっている自治会もたくさんあるかと思えます。その中、自主防災組織の訓練や町主催の講習会などを開催している際に、多くの方がそういった情報を知る機会があるかと思えます。その辺について周知して行って、災害を出さない、減災につなげるという部分につなげていく考えについて町長のお考えを聞かせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 住民の方々が障害を持った方々を安全に避難場所へ避難させる場合ですが、障害といってもさまざまな症状があると考えられます。体が不自由な方であれば、車椅子を押す、壁などが崩れて持ち上げる必要があるときは、車椅子の4隅を持ち上げて動かす。必要に応じて担架等に差しかえて乗せていくこともいいと考えます。知的な部分の障害をお持ちの方や心が病んでしまっている方々は家族などと一緒にいてもらい、心を落ちつかせるなどしていただきながら、そういうことが大切かと、こう考えております。

なお、昨年度、障害者を運ぶためではありませんが、町に地区の防災訓練について相談された地区には、けが人搬送のための簡易担架の作製について提案をさせていただきました。結果として3区、6区、7区、12区の4つの自主防災組織で毛布と竹などの長い棒を使った簡易担架の作製、搬送方法や、毛布を使い、動けない人を室内から搬出する方法の訓練を行いました。先ほど述べたように、公助や共助の観点からでは、町民をサポートしながらともに助ける精神を、防災組織を通じて指導に努

めたいと、こう考えております。このような形で住民に活用方法を周知し、万一のときは対応できるよう努めていきたいと考えております。

また、9月1日に、今年度、2年に1度行われる防災訓練、中学校の校庭で行うのですが、これは9月1日に行われます。今年度も参加者に体験型で参加していただこうと、こういう計画を立てております。そのときに車椅子等も用意をしまして、健常者の方も含めた中で車椅子に乗っていただきながら、それを周りの方が体験型でそれを助けるということも行って計画していきたいなど、こう考えていますので、ぜひ皆さんも参加していただいて、障害を持った方々をどのように助けるかということを実感していただければと、こう考えております。そのときはぜひ皆さんも体験をしていただければと、こう考えておりますので、お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。自主防災組織の中の訓練の中で必要に応じて対応していただいているということと、今年9月に防災訓練の中で体験型という形で皆さんに知っていただくということをお聞きしまして、本当に災害はいつ来るかわからない、そういった部分で皆さんでしっかり支え合っていくということが必要なのかなというふうに感じます。

次の質問に移らせていただきます。先ほどからお話をさせていただく中で、障害者の方という部分でお話をさせていただいている部分、ヘルプカードが3月から配布のほうが始まったという話もありましたけれども、そういった中で、やはり災害はいつやってくるかわからないですが、その辺で対策、対応というのですか、事前に準備ができることとというのは幾つもあるのかなというふうに感じます。そういった中で、障害者のための防災の手引、防災ハンドマップというものをつくって皆さんに周知していくというのが私の中では必要なのかなというふうに感じておるのですが、町長のほうのお考えをお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 障害者や支援者に対して、障害のための防災の手引、防災ハンドブックの必要性についてですが、町では平成29年1月に避難行動要支援者を対象に通知し、災害時に避難のための協力を得たいか、得たい場合は、警察、消防のほか災害時に支援してくれる団体等に個人情報の開示に同意することを前提に登録してもらい、名簿を作成してあります。主となる支援者はこの名簿を見て対象者がどこにいるのかを把握し、どのような支援が必要か確認します。名簿も定期的に更新し、いざというときに備えて準備をしています。町では順次防災対策を進めているところであります。今後高齢者は増加が見込まれ、その必要性も高くなる可能性がありますので、整備をしていきたいと考えております。

先ほどまた、ひきこもりの件でもお話ししましたが、今後は地域包括支援と子育て包括支援、更にはソーシャルワーカーも含めた中で、今後もひとり暮らしや高齢者、ひきこもりの方、障害を持って

いる方も含め、総合的にこれからは支援を図っていければと、このように考えています。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。登録者を平成29年のときに登録して、名簿を作成して、災害時の対応をするという話をされましたかと思えます。しかし、災害は本当にいつやってくるかわからない。本当に自助、近助というのが大事なのかなと思えますので、その辺も踏まえた対応を今後検討していただければというふうに思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。先ほど金井准教授のお話もさせていただきましたが、3月の講演のときに、千代田町で一番災害が考えられるとしたら、水害というのが一番に浮かぶというようなお話をしていたかと思えます。近年東日本大震災時も町においても災害等はあったかと思えますが、千代田町、過去の歴史を振り返ると、やはり水害という部分で町の被害が多かったのかな。明治のときの利根川大洪水、昭和のカスリーン台風、平成10年9月の台風ですとか平成29年10月の台風21号、こちらの部分では比較的被害が多く発生したのかなというふうに感じております。

そこで、町内小中学校等避難訓練が行われているかと思えます。避難訓練を実施する際に、どういった避難訓練を行っているのかという部分を聞かせていただきたいと思えます。町長、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 避難訓練は、私が学生のころから行っております。ただし、水害に対しての避難訓練は行っておりません。水害は、徐々に水位が上がります。限界を超えたところで洪水になります。町では、水害が発生しそうなときには事前に災害対応の初期対応職員が定期的に巡回し、水位の把握等を行い、情報収集に努めております。私が就任してからたしか4回、初期動員、1号招集を4回だったと思うのですけれども、かけた記憶があります。

河川の水位が一定の位置まで上昇したことを把握したり、事前に水位が上昇することが見込まれば、警戒レベルの放送を行う前に、子供たちを家庭のもとへ引き渡すこととなります。今年の3月に自主防災組織連絡協議会講演会にお世話になった群馬大学大学院の金井准教授も、水害については事前に危険を知らせるため、特に学校での訓練は要らないだろうとのことでありました。従って、学校での訓練でなく、日ごろから家庭で話し合い、マイタイムラインを決めておき、いざというときには家族一緒に行動がとれるよう周知を図っていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。水害の部分に関しては、日ごろから家族で話し合っておくことが必要だと。そのとおりだと思います。どこに逃げるのかとか、いろんな部分で安否確認、それぞれ常に一緒にいるわけではないですから、そういった部分、どうやって避難をして、

どこで待ち合わせをするという部分でしっかり家庭でお話をさせていただくことが重要かと思います。  
ご答弁ありがとうございます。

次の質問ですが、昨年文教民生常任委員会において沼津市の静浦の小中一貫校、これは小中一貫校の部分で視察に行ったのですが、その際に、この学校が前は駿河湾、裏側は山に囲まれているという立地で、とても、災害に対して非常に先進地でもあった学校であります。その際に、当然小学校、千代田もそうですけれども、避難場所として指定されているわけです。当然千代田町も西小、東小、中学校、避難場所に指定されております。その際に、地域の避難場所として、特に水害等に関して重視している部分も感じられたわけですが、その小学校は屋上に太陽光や給水施設を設置したり、防災倉庫等を屋上に設置してありました。非常に考えられた構造になっているなということで、非常に勉強になりました。

そこで、千代田町においても災害が発生した、発生しそうになった場合、避難場所に指定になっている小中学校に当然避難をするわけですが、その際、すぐその避難警戒が解かれればいいのですけれども、そこで1日、2日と生活をせざるを得ないというふうになった場合、備蓄品というものが必要になってくるのかなというふうに考えます。そこで、町としてどの程度備えているのかという部分をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 水害時の避難場所による小中学校の備蓄品ですが、中学校には災害時でも学校運営ができるよう取りそろえた備蓄品があります。食料、飲料水についての備蓄は学校内に置いてはありません。食料、飲料水については、一定量を防災倉庫のほか町の総合福祉センターや温水プール等複数箇所に置いてあります。また、ジョイフル本田と生活物資の供給等に関する協定を結んでおり、災害時には生活物資を供給していただけることとなっております。

先ほども述べたように、水害においては、これは突然あるわけではありません。事前にこれは水害があるということがわかるわけでありますから、それを踏まえた中で、今、先ほど述べたように、複数箇所に備蓄品が置いてあります。その状況を踏まえた中で、事前にそこに職員初め自主防災組織も連携を組みながらそこに運んでいくということを考えていきたいと、こう考えております。被害がもし起こってしまった場合は、国から、県からプッシュ型の支援により、発災後数日のうちに最低限必要な品目の支援物資が届くこととなっております。

私どもの町は前に利根川がありますので、もし利根川が決壊したときのことを考えていきますと、広域避難も視野に入れていく必要もあるかなと、こう考えております。皆さんご存じのように、今年に入りまして4市4町と災害協定を結ばさせていただきました。我々千代田町を中心に考えていきますと、利根大堰、122、407も含めた中で万が一群馬県の千代田町のほうが決壊した場合は、その3つの橋を渡りながら埼玉県に逃げていくと。逆に埼玉県が決壊した場合は千代田町へ逃げてくると、この

ような形で4市4町で協定を結ばせていただきました。

更には、ここ3年間のうち、地元の業者、更には段ボール会社、更には今まで協定を結んでいたところと再度また契約をしたり、約15団体と協定を結び、万全を期していきたいと、こう考えております。食料や飲料水は、購入すれば定期的に入れかえが必要であります。協定により、生活物資を供給していただくことで備蓄に係るスペースと費用を削減できるために、保管量は発災後72時間を生き延びるためのものとしております。ちなみに、このプッシュ型支援品目というのが飲料水、食料、毛布、育児用の粉ミルク等々、それと大人、乳児の紙おむつ、簡易携帯式のトイレ、トイレトーパー、更には生理用品等々がプッシュ型の支援物資ということになります。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁のほうありがとうございます。町内の備蓄倉庫にあって、あとはジョイフルさんと契約しておいたりという部分で、その辺で、災害が起きたとき運ぶというような話をいただいたかと思えます。

避難に関しては広域でも考えているというようなことで、被害がない場所ということでの連携を図っているという話も聞いて、あとは場所と費用のほうがかさむという部分。当然のことでもあろうかと考えております。

最後の質問のほうに多少、ちょっと関連部分もあるのですが、昨年視察に行った静浦の小中一貫校の学校では、先ほども話をしましたが、備蓄品という中に水や食料という部分も当然持っています。その中、その水や食料を学生みずから、児童みずからが購入をしていただいて、準備して、保管をしているというお話を聞きました。群馬県内においても、高校になるのですが、入学当初そういった部分で水と食料のほうを最低限を個人で購入をして、学校に保管をしてあると。3年生の卒業時に、卒業証書と一緒に水と食料を持って帰ってくるようなお話も聞きます。そういった部分で、やはり家庭で備蓄品を購入するということは、防災に対しての意識というのがもう一度高まるのかなというふうに感じます。何でも町が、町がではなく、みずからが購入したのに関してやはり意識が高まるのかなという部分もあるので、そういった部分を踏まえて、みずから、千代田町としても防災意識を高めていただく。忘れたところに災害はやってくるというお話もありますので、その辺について児童生徒に防災用備蓄品を購入していただくという部分で、防災意識を高めるという部分も踏まえて、町長にどのように考えているかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 児童生徒に備蓄品を購入してもらい、各小学校に保管する考えは、今のところないのです。といいますのは、先ほど述べたように、もし災害があったときには、水害のほうなのですけれども、水害があったときには事前にわかるわけですから、各家庭に児童生徒は帰っていった。

家庭に備蓄品を購入していただければそこで対応できるかなと、こう考えております。地震の場合はまた違うわけでありますけれども、そう考えていきますと、家庭内で用意をしていただくと。我々自治体が生徒にそれを購入してもらうのではなくて、家庭で事前に準備をしていただくというのが一番よいのかなと、こう考えております。

そのようなことから、備蓄品を児童生徒が準備しても、大人たちが使う可能性は低いと考えております。そう考えますと、家庭で用意していただくのが一番いいかなというふうに考えております。

家庭での備蓄品をストックしていただくように啓発をして、これからもまいりたいと考えております。家庭に戻ったときにすぐに避難できるよう、しっかりと自分の身は自分で守れるよう、自宅に備蓄品を家庭で話し合いながら準備していただければと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。子供たちに購入をしていただいて、学校に備蓄するという考えはないということで、あくまでも家庭で準備して、用意をしていただいてというようにお話で、啓発をしていきたいということでお話をいただきました。ぜひとも、「備えあれば憂いなし」ということなので、啓発活動の部分、これからはしっかりやっていただければというふうに思います。

最後に、まとめとして、防災、減災対策としてハザードマップを、立派なものを平成30年のときに作成をしたわけです。そういった中で、避難訓練や自主防災組織も立ち上がってきている部分、防災、減災に対して千代田町としても非常に重要であり、大切な部分だなという部分をそれぞれが皆さん感じられてきている部分なのかなというふうに感じます。それぞれがどうやって生きていくというか、安否、自分を守るかということがとても重要だというふうに考えております。

今後も町として、町民としていろんな部分で防災、減災の部分に関して幅広い対応を考えて進めていく必要があるのだと思います。これからはオール千代田として安全、安心なまちづくりに取り組んでいただければと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋祐二君） 以上で2番、酒巻議員の一般質問を終わります。

ただいまから13時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時09分）

---

再 開 （午後 1時14分）

○議長（高橋祐二君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

続いて、1番、大澤議員の登壇を許可いたします。

1番、大澤議員。

[1番（大澤成樹君）登壇]

○1番（大澤成樹君） 議席番号1番、大澤でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、利根川新橋についてでございます。午前中最後のところで酒巻議員のお話の中で、町長のほうから、4市4町での広域での避難の協定が結ばれたというお話がございました。そのお話の中でも407の刀水橋、そして利根大堰のある武蔵大橋、そして122の橋ということで、間の橋が1つ抜けていたなと感じているところでございます。

我々千代田町の町民にとりましては、日常生活や仕事において車を利用することが非常に多いわけでありまして、県外へ出かけるにも利根川、そして渡良瀬川が支障となり、スムーズな移動が困難でもあります。国道407号線や国道122号線には橋があります。利根大堰には堰の管理用道路として、道が狭く、大型車の通行にも支障があることの道路があるわけでございますが、なかなか不便を来すところでございます。そして、刀水橋から武蔵大橋までの間の距離がおよそ10キロメートル、極めて間隔があいているにもかかわらず、県道熊谷館林線の赤岩渡船で埼玉県側と結ばれているだけの現状であります。当然でございますが、車での通行はできません。上流の刀水橋から下流の武蔵大橋では朝夕慢性的な交通渋滞も発生している状況です。これまでの利根川新橋検討については、平成9年に、当時の周辺15市町村で構成される利根川新橋建設促進期成同盟会を立ち上げ、国や各県への要望活動、その後合併により、熊谷市長が会長を引き継ぎ、平成18年には利根川新橋を架ける市民の会が、23年には熊谷市の議員連盟、そして26年に我々千代田町の議会を含みます西邑楽議員連盟が発足するなど、整備に向けた活動が継続して実施されてきたということでございます。それにつきまして、新橋建設に向けて本町といたしましてこれまでどんな取り組みをしてきたのか、まずお聞きをさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） どのような取り組みをしてきたということですが、利根川新橋建設促進期成同盟会については平成9年2月18日に発足いたしました。関係15市町村で設立をされました。その後市町村合併を経て、現在6市4町の10市町で構成されております。同盟会の取り組みについては、群馬県、埼玉県、栃木県及び国、国土交通省関東地方整備局への要望活動を中心として実施しております。

なお、群馬県への要望活動につきましては、群馬県のはばたけ群馬・県土整備プラン2013—2022に平成34年度までに着手予定事業として記載されたことから、平成26年より活動報告会として県庁のほうへ出向き、報告をしております。

更には、私も町長に就任以来、埼玉県の上田知事や石井国土交通大臣とお会いをして、利根川新橋の必要性について直接お話をさせていただいております。国会会館にも出向きまして、顧問、参与に

なっている先生方にも個別で要望をしてきております。更には、なお同盟会の、これは私見なのですが、私がおもうところは、経済界ということが1つ同盟会の中にちょっと足りないのかなと思いますので、先日法人会、更には商工会等にも近隣の西邑楽3町を初めほかの方にもお話をしたところでもあります。ぜひ経済界として新橋の必要性をうたっていただきたいということ、やってくださいよということも先日要望してあります。更には、議員さん、先ほど大澤議員が述べたように、西邑楽3町だけでなく、少なくとも期成同盟会に入っている自治体の市会議員、町会議員等も連携をとりながら、期成同盟の連絡協議会等々立ち上げていただければと考えておりますので、ひとつご尽力を賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。県、国、また広域の道路整備も含めて、いろんなところで要望活動、また陳情活動していただいているなということがわかりました。まだまだ議員のほうも少ないのかなというふうに感じております。先ほど町長から、連絡協議会でもというようなお話もいただきました。34年の着手予定ということでございますので、しっかりとその辺も含めて、私も一員として活動を一緒にやっていければいいのかなというふうに思っています。

先ほど町長のご答弁の中にもありました利根川新橋の建設については、はばたけ群馬・県土整備プランの邑楽館林地域の主要事業として平成34年度までに着手予定ということでの位置づけがされたところでもあります。この地域は首都圏に近く、平たんで、気候にも恵まれ、多くの工業団地が造成され、発展をしまっていました。工業製品出荷額は北関東有数の規模を誇っており、本町においては、町長よくおっしゃっておりますが、県民1人当たりの工業製品出荷額では群馬県で2年続けて1位なのが本町、千代田町であります。しかし、道路については、東西の国道354、122と東西の幹線道路は整備されているところではありますが、南北に抜ける主要幹線道路がありません。利根川新橋の建設とこれに係る広域的な道路整備で期待される本町の効果について、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 新橋における効果ということですが、利根川新橋建設で期待される効果については、埼玉県北部地域、群馬県東毛地域及び栃木県南部地区を結ぶ交通網が整備され、都心に向けた南北の交流、物流、経済、観光と人の流れを大幅に促進することで3県が更に発展することが最大の願いであります。両毛地域の人口が84万4,128人なのです。これは平成29年5月現在なのですけれども、工業団地は、ご存じのようにこの両毛圏におかれましても、埼玉北部におかれましても工業団地が集積し、両毛圏の出荷高が5兆1,691億7,919万円なのです。そう考えていきますと、千代田町も工業団地を今造成しているところ、これから始まる場所ですが、これに向けて物の流れ、先ほど述べたように、物流の流れ、人の流れ、観光も考えていきますと、かなりの相乗効果も見込まれると考えております。先ほど議員が述べたように、南北の道、50号、122、125号、更には17号と、これを結

ぶアクセス道も必要かと考えております。これが結ばれることによって、千代田町も駅、国道がないところですから、それに向けての相当の効果は出てくるかなと、こう考えております。

橋ができて、道ができて、ごみと排気ガスを千代田町に置いておかれたのでは困りますので、それを視野に入れながら、これからはいろんな、また西地区も含めた中で、西部地区を含めた中で政策を考えていければと考えております。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） そういうところなのですね。今町長おっしゃっていましたが、通過点になってしまっただけは橋ができた効果って薄まってしまうのかなと思います。ごみを置いていく、排気ガスを置いていくのが千代田町ということではなくて、交流人口が増える中においてこの千代田町の魅力を発信していく。これも橋ができてからやるのではなく、それを見据えて町長も考えていらっしゃるということの確認もできましたので、しっかりと早期実現に向けて、ともに頑張っていければいいなというふうに思います。

ただ、昨日、令和元年5月19日に利根川新橋を架ける市民の会主催の第12回の利根川新橋建設促進大会が開催されました。国会議員の先生を初め首長さん、県議、市議、町議と多くの方々がお集まりになっての促進大会だったと感じております。ホームページの中に新橋のページがありまして、確認をしたところ、約140名の方が参加をされての開催だったということでございますが、なかなか、まだまだ市民、町民の関心は薄いのかなというところでもあります。先ほど、商工会や法人会ともタッグを組んでやっていきたいというようなお話がございました。私もそのように感じているところでございますが、今後本町としてこの34年着工予定の新橋に向けてどんな取り組みをしていくのか、改めてお聞かせをいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今後の新橋についての取り組みということですが、本町では利根川新橋建設促進期成同盟会を初めとする利根川新橋建設促進西邑楽三町議員連盟、利根川新橋を架ける市民の会、熊谷市議員連盟などと連携をしながら、利根川新橋早期実現に向けた取り組みを行っております。具体的には、平成28年3月に作成をした千代田町総合戦略に利根川新橋建設促進事業を位置づけ、千代田町利根川新橋建設促進事業実施要綱を作成し、要望活動や各種PR活動の促進を図っております。要望活動においては先ほど申し上げましたとおり実施しており、各種PR活動では、公共施設及び地区の公民館に啓蒙看板の設置やクリアファイルの作成、配布などにより、建設促進の機運を醸成しているところであります。今後もより一層各団体との連携を図りながら、要望活動及び各種PR活動に努めてまいりたいと考えております。

先日の140名の参加ということなのですけれども、例年から思いますと若干多かったのかなと私は感じたところであります。私も課長会議におかれまして、役場職員の方にも参加を促したところであ

ります。多くの方に職員も参加していただきました。行政と各議員さん、更には国会議員、あと町民、市民の会等々が四位一体となって、これをひとつ更にステージを上げながら進めていかないと、なかなかこれも大変なことかなと思いますので、ひとつよろしくご協力をお願いしたいと思います。

きのう、おととい、これから知事選が私どものところはあるのですけれども、その中で候補予定者の方には2度、3度、おとといも本人に直接、私も町を代表した中で本人に直接要望してまいりました。その中では、私はまだ知事になっていないと。知事になった暁はということをおっしゃっていますので、これも議員の皆さんも連携を組みながら、一緒にこれから活動していければと考えております。

また、先日国交省のほうに利根川水防演習の件で、その前段で河川敷の要望をしてまいりました。そのときもいろいろな打ち合わせの中で、もちろん国交大臣等も来ると思うのです。国交大臣がもし来られなければ、それにかわる副大臣等が来ると思うのですけれども、そのときには啓発活動として、多くの人に新橋促進ということ、利根川新橋の看板も来年度設置していきたいなど、こう考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、議員同士、市と町の垣根を越えた、先ほど述べたように、経済団体の連盟をつくるなど働きかけのご協力もいただければ幸いと考えておりますので、ご協力をよろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。積極的に要望、PR活動も行っていくという答弁をいただきました。安心をしているところでございますが、最終的には埼玉県知事、また群馬県知事の折衝になってくるのかなというふうにも思っているところでありますが、利根川新橋の建設及びこれに係る広域的な道路交通網の整備は、東毛地域、そして本町がより一層の飛躍、発展を遂げる上で不可欠なものであります。新橋建設の早期実現に向けた今後の取り組みに期待をしております。

次の質問に移らせていただきます。次の質問でございますが、昨年3月議会でも一般質問させていただきましたが、近隣地域でも被害箇所、また被害本数ともに大幅に増加をしているという状況の中で、クビアカツヤカミキリ対策について再度質問をさせていただきたいと思っております。クビアカツヤカミキリの概要については前回の一般質問の中でお話をさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

県内の30年度発生状況であります。2市5町で被害木が1,510本だということでありまして、前年度比2.2倍だそうであります。昨年ここで一般質問させていただいたときに、本町の被害木が113本であるというふうなお話をいただきました。昨年の調査状況から、現在本町はどのように被害の状況が推移しているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） お答えいたします。

被害状況の推移であります。まず群馬県で公表されている県内の被害状況としては、平成29年度

は被害本数が682本、平成30年度が1,510本と、約2.2倍に増加しております。

次に、千代田町の状況ですが、平成29年度は48本、平成30年度は途中で百十何本でしたけれども、30年度は153本と、約3.2倍に増加しております。

県内では平成27年度に東毛地域でクビアカツヤカミキリが初めて確認され、毎年被害本数、被害地域が拡大している状況であります。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 本町においても県の前年度比2.2倍を超える3.2倍ということで、46本から153本ということで被害木が増えているということでございます。

ちょっと関連でございますが、箇所については増えているのかどうかという状況について、おわかりになればお聞かせください。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 千代田町の箇所ということですが、赤岩の桜並木が7本です。更に、中島の桜並木が52本です。昭和公園、18本です。なかさと公園12本、くらかけ公園が2本です。町道3-177号線が、街路樹ですね、これが2本です。俵団地公園が2本です。東部運動公園、25本です。町民プラザが4本です。中島集会所、1本です。東小3本、西小が10本、千代田中5本、役場庁舎周りが3本、福島児童遊園が1本、中天神原児童遊園が1本、東幼稚園が2本、コミュニティプラントが3本であります。合計で153本ということになっております。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。前回、昨年3月にお聞きしたときより多分被害箇所も被害本数も増えているなという状況なのかなというふうに思います。

本町においても近隣地域でも、クビアカツヤカミキリの加害が疑われるときには役場、また市役所へ連絡をするということになっているかと思えます。本町の場合、役場へ連絡があれば、被害木を確認し、ネットの巻き方や薬剤の注入方法まで細かに説明をしていただけるということで、近隣地域の中で本町の初期対応は素晴らしいということで聞いております。本町職員も研修会等に参加しながら知識の習得に努めているのかどうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 研修会の参加状況についてであります。大澤議員もご承知のとおり、今年の4月と5月に群馬県自然環境課主催のクビアカツヤカミキリ対策強化講習会が大泉町、桐生市、太田市の3会場で行われました。講習内容についてはどの会場でも同じ内容であり、本町から経済課から2名、教育委員会から1名、計3名の職員が、5月16日に太田市北部運動公園で行われた講習会に

参加いたしました。本町は植木のまちでありますので、植木のまちにふさわしいほかの近隣の町と市から余り見ばえの悪くないような対応、対策を率先してやっていきたいと、こう考えておりますので、3名の方が、合計3名が、職員が率先して行って、講習を受けてきたという状況になっております。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 町からも経済課、また教育委員会から、合計3名の方が研修会に参加をいただいているということで回答いただきました。被害を拡大させない、撲滅しようということで、職員の皆様も頑張っているというふうに思います。ただ、残念ながら広範囲に被害が確認されているということで、管理をさせていただいている造園業者を含め、職員だけでは到底全ての樹木を確認することもできないだろうと思います。

昨年一般質問させていただいたときにも、ホームページやチラシの回覧等させていただきました。ただ、まだまだ町民に周知されていないというふうに感じております。そこで、本町でもこのクビアカツヤカミキリに対しての対策講習会を開催して、広く町民に周知する必要があるのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 千代田町での研修会の開催についてであります。本町では町民の方からクビアカツヤカミキリの被害相談があったときは、初期対応として職員が現場に出向き、具体的な説明や駆除方法を体験してもらいながら対応をしておりますので、大人数での研修会よりも理解度が高まるものと考えております。

一方では、クビアカツヤカミキリについての周知という面から考えますと、研修会を開催し、多くの方に知ってもらうことも重要であると認識しております。邑楽館林地域では、群馬県と1市5町で対策協議会が組織されておりますので、今後協議会の中で研修会の実施についても検討していきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。気づいた方は役場に連絡してくれるのです。ただ、気づかないで、ただ加害されている樹木を住宅の庭に植えられたままになっている町民も少なからずいるということなのだろうと思います。その辺も現状を見ていただくことで、うちの樹木も加害されているのだと気づいてもらうということでもあろうかというふうに思いますので、ぜひとも考えて、開催に向けて取り組んでいただきたいと思います。

昨日、5月25日になりますが、館林のほうでクビアカツヤカミキリ撲滅プロジェクトの出陣式がございまして、館林市民多くの方が参加をされる中で開催をされておりました。皆様も報道等でご承知のことと思いますが、館林市ではクビアカツヤカミキリの生体に報奨金、報奨品を交付することとさせていただきます。1匹50円もしくは飲料水1本と交換していただけるような取り組みです。ぜひとも本

町でもこのような取り組みをやってくださいという話はしませんが、もう一つ、このプロジェクトの中で、無料で防除用品を配布すると。やっているのですね。上限10本ということでございますが、ネット及びスプレー薬剤の配布をしているようでございます。こんなところから町民の意識を高めていくということも含めて支援をしてみてもどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） クビアカツヤカミキリ駆除対策での支援ですが、館林さんが始めたということですが、先ほどの質問でも触れましたが、町民から被害相談があった際には町職員が個別に出向いて、説明や駆除などの対応をしております。たしか5月24日の上毛新聞で、館林市では幼虫1匹につき50円の奨励金またはペットボトルの飲料水が交付されるとの記事が掲載されていましたが、現時点では本町において同様の奨励金制度の予定は考えておりません。

また、クビアカの駆除におかれましては、1市5町で、昨年度からこの地から環境政務官が誕生しておりました。環境政務官を通しまして、この群馬の1市5町の地にクビアカが大変いるということで交付金、補助金をいただきました。それを、1市5町で協議会を立ち上げて、1市5町で足並みをそろえていこうということであったと思います。にもかかわらず、館林はクビアカを1匹50円、飲料水とかえると。こういう、虫をお金とかえるということは私は全然考えておりません。皆さんご存じのように、千代田町も今から20年近く前からアメリカシロヒトリの駆除をしております。我々はこれ、多分群馬県内でもこれを、アメヒトの駆除を無料でやっているのは千代田町だけかと、こう考えております。そう考えていきますと、虫を、例えばアメリカシロヒトリを1匹とってきて、それをお金に、10円、20円と、こういうことは子供の教育にもよろしくない、こう考えておりますので、全く考えておりません。1市5町で足並みをそろえてやろうよということが協議会の中でそういう形がとられるならば、それは検討する余地はありますけれども、館林市も、先日テレビを見ていましたら、クビアカツヤカミキリのキャラクターまでつくりまして、出陣式をやったと。いかがなものかと。これは子供の教育にもよろしくないとは私と考えていますので、よくその辺をご理解いただければと思います。やるときには1市5町で広域でやりたいと、こう考えております。ですから、館林だけでそれをやってみても周りには効果はないのだよということも伝えなくてはならないかなと、そう考えております。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

大澤議員に申し上げます。残り時間5分になりますので、速やかに質問を行ってください。

○1番（大澤成樹君） 私もこの1匹50円の報奨金、報奨品についてはいかがなものかと思っております。ただ、1点私が考える中で、これがどういう効果があるかということ、市民の皆様が知れ渡ると。広報という部分については、この1匹50円ということで、どれが50円なのだ、桜の木を見に行こうと市民の皆様が思ってくれると、市民が一体となってやるということについては効果があるのかなとい

うふうに思っております。

私も業者、職員の皆様が一生懸命にやっただいていてることを知っている中で、やはりまだこの外来生物に気づいていない、知らない多くの町民の皆様に、こういう虫がいるのだ、千代田町にも入ってきているのだということを知っていただきたいと思っているところが一番なところでございます。ぜひとも、今成虫が飛散をする時期に入っただきました。また、ホームページ、チラシ等載せていただく、配っていただくことを町のほうにお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で1番、大澤議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（高橋祐二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす7日は午前9時から開会いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（高橋祐二君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時52分）



## 令和元年第2回千代田町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和元年6月7日（金）午前9時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例等の一部を改正する条例）      |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例）   |
| 日程第 3 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 4 | 承認第 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成31年度千代田町一般会計補正予算（第1号）） |
| 日程第 5 | 報告第 1号 | 平成30年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について                 |
| 日程第 6 | 報告第 2号 | 平成30年度西邑楽土地開発公社決算について                        |
| 日程第 7 | 議案第16号 | 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 8 | 議案第17号 | 千代田町税条例等の一部を改正する条例                           |
| 日程第 9 | 議案第18号 | 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例                         |
| 日程第10 | 議案第19号 | 字の区域の変更について                                  |
| 日程第11 | 議案第20号 | 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第2号）                       |
| 日程第12 | 議案第21号 | 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）                   |
| 日程第13 | 同意第 1号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて      |
| 日程第14 | 同意第 2号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて      |
| 日程第15 | 同意第 3号 | 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて      |
| 日程第16 | 同意第 4号 | 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて         |
| 日程第17 | 同意第 5号 | 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて         |
| 日程第18 | 同意第 6号 | 千代田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて               |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	襟川仁志君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	高橋祐二君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	石橋俊昭君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
健康子ども課長	茂木久史君
環境下水道課長	栗原弘明君
経済課長兼 農業委員 農事務局長	坂部三男君
都市整備課長	荻野俊行君
会計管理者 兼会計課長	高田充之君
教育委員 兼教育局長	宗川正樹君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井稔
書記	荒井美香

書 記 久 保 田 新 一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

---

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町税条例についても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容ですが、個人町民税では、寄附金税額控除の適用について、ふるさと納税における返礼品の返礼割合を3割以下で地場産品とするなど、一定の基準に適合する自治体を特例控除の対象として指定するほか、住宅借入金特別控除について適用期間の延長を行いました。法人町民税では、電子申告による提出が義務づけられた法人について、申告書の提出方法を緩和する規定を追加いたしました。軽自動車税では、税率の特例について所要の改正を行ったものであります。固定資産税では、スーパー堤防の整備に係る事業、及び熊本地震に係る固定資産税の特例を受けるための規定を追加したほか、固定資産税等の特例措置、わがまち特例などについても改正を行っております。

その他、全般的に地方税法の改正に伴い、関係する法律の引用条項及び文言の整理も行ったものであります。

詳細については財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして

詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、4月1日施行となることに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元に承認第1号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明させていただきます。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。まず、第1条関係でございます。最初に、第34条の7、寄附金税額控除の改正でございますが、町に対する寄附金に係る個人の町民税の寄附金税額控除、ふるさと納税の見直しに係る規定の整備でございます。特例控除額の控除対象となる寄附金を特例控除対象寄附金とするものでございまして、これは特例控除の対象となる自治体を総務大臣が事前に指定し、指定された自治体以外に対する寄附金については特例控除の対象外とするものでございます。

次の第2項では、法改正による引用条項の整理を行う改正となっております。

次に、ここからが附則の改正になりますが、附則第7条の3の2の改正でございますが、個人の方が消費税10%が適用される住宅を取得等して、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の控除期間を2年間延長いたしまして、45年度までとするものでございます。

2ページをお願いいたします。右側現行の第2項につきましては、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件について規定しておりますが、個人町民税の納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書については、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載要件を不要とするもので、適用手続の要件緩和を行うため、第2項を削除するものでございます。

また、第2項を削除したことに伴う項ずれ及び法改正による引用条項の整理も行っております。

下段、附則の第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例、3ページになりますが、附則第9条、個人町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等の改正では、先ほどの改正項目第34条の7、寄附金税額控除の改正に伴う規定の整備及び字句を改めるものでございます。

4ページをお願いいたします。附則第9条の2では、ふるさと納税の対象となる特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに申告特例控除額の適用があるとするものでございまして、ワンストップ特例制度の適用について整備を行っております。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の改正でございますが、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例でございますが、5ページの右側、現行になりますが、第6項及び第7項、6ページになりますが、同じく右側、現行の第20項が適用期間の終了に伴いまして削除されたことから、左側改正案のとおり項ずれの整備を行う改正でございます。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、第6項を新設いたします。これは、高規格堤防、いわゆるスーパー堤防の整備に係る事業のために使用していた土地の上に建築されていた家屋について、移転補償を受けた者が当該土地の上に取得した代替家屋に係る固定資産税の減額措置の手続を定めるものでございますが、本県では今のところ該当はございません。

また、7ページでございますが、第7項から、ページが飛びますが、12ページの上段になりますが、第13項までの改正につきましては、第6項の新設による項ずれ及び引用条項の整理を行う改正となっております。

また、その下になりますが、附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等を新設いたします。これは、平成28年に発生した熊本地震について、地震発生以前より住宅用地の特例を受けていた土地が熊本地震により被災住宅の解体後、やむを得ない事情により住宅の建てかえがおこなわれている場合には、震災発生後2年度分の固定資産税について、解体前と同様に住宅用地とみなして課税をしていました。今回の税制改正によりこの特例措置の適用を2年延長することとなったことから、特例を受けるために必要な申告等について、13ページにわたり新たに規定を設けております。なお、これにつきましても本県では該当がございません。

附則第16条でございますが、軽自動車税の税率の特例について、重課の規定、これは14年を経過した車両が対象になりますが、平成31年度分の軽自動車税にも適用するよう改めるものでございます。

次のページ14ページをお願いいたします。右側現行の第2項、第3項、15ページになりますが、第4項で規定をしておりました平成29年度分の軽自動車税に係る軽課の規定については削除を行い、整理するものでございます。なお、これに伴いまして右側現行の第5項、16ページになりますが、第6項、第7項で規定をしております平成30年度分及び平成31年度分の軽課の適用について、左側改正案のとおり項が繰り上げられることから、引用条項のずれ及び字句を改める改正を行っております。

17ページをお願いいたします。附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例でございますが、先ほどの附則第16条の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

附則第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等でございますが、第3項、18ページになりますが、第4項の改正については、法改正による文言の整備を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。次に、第2条関係になります。附則第15条の6第2項の改正では、下線部分の「、当分の間」を追加し、法改正に伴う字句の整備を行うものでございます。

次に、附則第16条の改正では、軽自動車税の税率の特例を規定しておりますが、従来の軽自動車税を種別割とするもの、及び先ほどの第1条で改正を行いました初回車両番号の指定を受けた月から起算いたしまして14年を経過した車両の重課の規定を平成31年度について適用する改正を行いました。14年を経過した車両については、経過した年度以後の年度分についても軽自動車税の種別割に重

課を適用する規定を整備するものでございます。

20ページをお願いいたします。ここからが第3条関係の改正となります。法改正により第48条第1項の改正内容、並びに同条第10項、第11項及び第12項の規定内容に変更が生じるため、規定の整備の改正を行うものでございます。

また、第13項から、22ページになりますが、第17項までの5項について、新たに規定を設ける改正を行います。これは、平成30年度の税制改正において、資本金が1億円を超える大法人については、平成32年4月1日以降に開始する事業年度の法人税等の申告について、電子申告の義務化が図られましたが、今回の改正ではインターネット障害や災害時により申告書の電子的方法による提出が困難な場合も想定されることから、一定の場合にはその義務を解除する必要があるため、例外的に書面による申告提出を可能にする措置を講じるものでございます。

20ページに戻っていただきまして、まず13項でございますが、電気通信回路の故障、災害、その他の理由により申告書を電子的に提出することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができる認められるときは、町長の承認を受けることにより電子的提出の義務が適用されなくなります。また、法人税、国税においても同様に、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その旨を記載した書類を申告書の提出期限の前日まで、または申告書に添付して町長に提出した場合は、申告書を書面により提出することについての承認があったものとみなすものでございます。

21ページになりますが、第14項では、申告書を書面により提出することについての承認を受けようとするときには、申請書に施行規則で定める書類を添付して15日前までに町長に提出することを規定しております。

第15項では、申告書を書面により提出することについての承認をやめる場合についても、町長に届け出を要することを規定をしております。

第16項でございますが、申告書を書面により提出することについての承認をやめる場合などについては、前項の届出書が提出された日の翌日以降の法人住民税の申告については、書面による申告は適用しない旨を規定をしております。

22ページをお願いいたします。第17項では、法人税、国税についても第16項と同様に、第15項の届出書などの提出された場合には、提出のあった日の翌日以降の法人税の申告については、書面による申告は適用しない旨を規定をしております。

最後に、附則の改正になりますが、附則第1条第1項第5号及び附則第2条第3項の改正では、今回の法改正に伴う規定の整備を行っております。

改正条文のほうの資料に戻っていただきまして、最後のページから2枚めくっていただいた、やや中段あたりに附則があるかと思えます。附則第1条が施行期日について、第2条が町民税に関する経過措置について、次のページになりますが、第3条では固定資産税に関する経過措置について、第4

条では軽自動車税に関する経過措置について規定をしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第2、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町都市計画税条例についても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正については、地方税法附則第15条の固定資産税等の課税標準の特例に第17項、新規製造車両に係る課税標準の特例措置、第49項、帰還環境整備推進法人が整備する公共施設に係る課税標準

の特例措置及び第50項、所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置が追加されたことに伴い、千代田町都市計画税条例に対応する箇所について、項ずれの改正を行ったものであります。

なお、この条例の施行日は、地方税法の一部改正と同様に平成31年4月1日とし、第2項及び第3項でそれぞれ経過措置を規定したものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第3、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の改正に伴い地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、千代田町国民健康保険税条例においても所要の改正を

行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたものであります。

改正の主な内容ですが、納税義務者に対する課税限度額について、基礎課税額を「58万円」から「61万円」に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額について据え置きとしております。

また、保険税の5割軽減、2割軽減の対象者に対する軽減判定所得の幅を広くし、中間所得層の被保険者の負担に配慮した改正であります。

詳細については財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、承認第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の改正に伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行となることに伴い、千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元に承認第3号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明をさせていただきます。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。最初に、第2条、納税義務者に対する課税額につきましては、第2条第2項において基礎課税額を規定しておりますが、課税限度額を現行の「58万円」から3万円引き上げ「61万円」とするものでございます。

なお、次の第3項、後期高齢者支援金等課税額、第4項の介護納付金課税額につきましては、変更がございません。

下段の第21条、国民健康保険税の減額につきましては、先ほどの第2条の改正に伴うものですが、第1項において、次のページの上段にわたりまして課税限度額の改正を行うものでございます。

2ページの第1項第2号になりますが、5割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定につきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「27万5,000円」から5,000円引き上げて「28万円」といたします。また、第1項第3号では、2割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「50万円」から1万円引き上げ「51万円」とするもので、軽減対象者の幅を広くし、中間所得層の被保険者の負担に配慮するとともに、景気動向等を踏まえた軽減判定所得を見直したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、議案書に戻っていただきまして、下段に記載のとおり、今回の改正の施行日につきましては、平成31年4月1日でございます。

なお、改正後の千代田町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 大谷でございます。

資料の対照表の2ページのほうで、27万5,000円が28万円、50万円が51万円という今ご説明があったのですけれども、軽減の幅が広がるとありましたが、この5,000円と1万円、幅が広がることによって人数的にどのぐらいの幅が出るのでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） では、ご質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

今回の条例改正では2点ほど改正がございました。課税限度額の引き上げと、あとは軽減に用います所得の見直しといった形で2点ほど改正がございました。その中で今回ご質問でございますが、軽減のほうの判定についての影響についてといったご質問かというふうに思います。今回の改正では5割軽減と2割軽減の判定所得の算定において、被保険者に乗すべき金額について引き上げる改正を行いました。まず、5割軽減のほうなのですが、27万5,000円から28万円、5,000円引き上げを行いました。この改正に伴う影響については、平成30年度の状況でちょっと推計をいたしますと、本町では該当する方はいない、影響がある方はいない見込みでございます。2割軽減のほうでございますが、50万円から51万円、1万円引き上げたわけですが、これにつきましては、30年度、同じですね、課税年度30年度で見ますと、この改正したことによりまして18世帯34の方が対象というふうになりまして、軽減の対象となる世帯が拡大されるといった形で推計をしております。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第4、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、国の風しんに関する追加的対策事業及びプレミアム付商品券事業の事務費に要する経費について早急に補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年度千代田町一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ625万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,125万9,000円とするものであります。

歳入では、国庫補助金にプレミアム付商品券事務費補助金を625万9,000円を追加いたします。

歳出では、衛生費の予防接種事業に健康管理システムの改修費用など51万2,000円を追加いたします。これは、風疹患者数が増加している中、国において特に抗体保有率が低い現在40歳から56歳の男性を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、風疹抗体検査、予防接種を実施するため、国保連合会事務手数料及び電算システム改修費など事務費について追加したものであります。

また、商工費には、本年10月から国の消費税率の引き上げにより行われる低所得者、子育て世帯への対策としてプレミアム付商品券の発行に伴う印刷費及び電算業務委託料など、準備事務経費として854万4,000円を追加したものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

---

#### ○報告第1号の上程、説明、報告

○議長（高橋祐二君） 日程第5、報告第1号 平成30年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に平成30年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第1号 平成30年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

繰越計算書に記載のありますとおり、平成30年度千代田町一般会計予算に係る事業のうち、東保育園施設補修事業及び西保育園施設補修事業の民生費関係2件、並びに都市計画道路整備事業の土木費関係1件、合わせて3件の事業で総額1億136万8,000円を翌年度に繰り越すものであります。これは、本年3月の第1回議会定例会において可決いただきました一般会計補正予算（第4号）並びに（第5号）を繰越明許費として翌年度に繰り越したものであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 以上で報告を終わります。

---

○報告第2号の上程、説明、報告

○議長（高橋祐二君） 日程第6、報告第2号 平成30年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題といたします。

書記に報告書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に平成30年度西邑楽土地開発公社決算についての報告を求めます。  
高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第2号 平成30年度西邑楽土地開発公社決算について報告いたします。

本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、本報告書については、去る5月29日公社理事会において全会一致で原案どおり可決されております。

詳細については都市整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） それでは、報告第2号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の資料の中敷きの真ん中辺なのですけれども、ピンク色の色紙以降にございます決算資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、事業の概要報告でございますが、造成地売却事業といたしまして、東部住宅団地一般分譲地2区画分の売却に伴う収益がございました。なお、面積、金額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、済みませんが、決算書の1ページのほうにお戻りいただいて、ご覧いただきたいと思っております。A3判になります。収支決算の状況でございます。まず、収益的収入及び支出におきましては、収入の総決算額が1,321万8,470円で、事業ごとの内容は記載のとおりでございます。

次に、支出の総決算額でございますが、1,193万5,425円で、事業区分ごとの内訳は記載のとおりでございます。

次に、裏面の2ページをご覧いただきたいと思っております。資金的収入及び支出でございますが、収入はございませんでした。支出の総決算額は355万9,698円で、内訳は記載のとおりでございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、記載のとおり、過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

3ページをご覧いただきたいと思っております。損益計算書でございますが、公社の1年間の経営状況をあらわすものでございます。事業収益から事業原価を差し引きますと、935万202円の当期総利益が発生しました。こちらから販売費及び一般管理費を引きますと、537万4,662円の事業利益となりました。

また、事業利益に事業外収益を足し上げ、事業外費用を差し引きますと、128万3,045円の当期純利益となりました。

4ページをご覧くださいと思います。貸借対照表でございますが、公社の資産状況をあらわすものでございます。

まず、資産の部でございますが、流動資産の合計は11億338万6,410円で、明細につきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございますが、固定負債が10億7,085万4,220円でございます。

次に、資本の部でございますが、千代田町からの拠出金として基本財産が300万円でございます。

次に、準備金でございますが、記載のとおり、前期繰越準備金と当期純利益を合わせて2,953万2,190円でございます。従いまして、資本合計は資本金と準備金を合わせ3,253万2,190円となり、負債資本合計が11億338万6,410円で、資産合計と合致しております。

5ページ以降につきましては、財産目録等を添付してございます。また、お手元の資料の前ほどの2枚目以降に平成31年度予算書も添付してございますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げます。以上詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 以上で報告を終わります。

---

#### ○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第7、議案第16号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第16号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年5月15日施行の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、選挙における投票管理者や投票立会人、開票立会人などに対する費用弁償の基準額が改定されたことに伴い、同法の基準額を基準としている本町における選挙の投票管理者や投票立会人、開票立会人などの報酬額を法改正後の基準額と同様に改定するものであります。

なお、本条例の施行期日ではありますが、公布の日から施行といたします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第8、議案第17号 千代田町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第17号 千代田町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、千代田町税条例においても所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容ですが、個人町民税の改正では、子供の貧困対策に対応するため、一定の条件のもと、児童のひとり親に対し、個人町民税を非課税とする規定を追加いたしました。

また、軽自動車税の改正では、消費税率引き上げに伴う対応として、軽自動車税の環境性能割の税率の軽減、グリーン化特例の見直しなど、軽自動車税の負担の軽減措置が講じられたものであります。

詳細については財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第17号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容ですが、先ほど町長の提案理由の説明にもございましたが、個人町民税の非課税範囲の改正、軽自動車税では、消費税の引き上げに伴い軽減措置を講じております。

お手元に議案第17号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりご説明を申し上げます。アンダーラインの箇所が修正部分で、表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。まず第1条関係でございますが、千代田町税条例の一部改正となります。

最初に、第36条の2では、町民税の申告について定めておりますが、第7項を追加いたします。この改正では、町民税の申告書記載事項の簡素化についての規定を追加するもので、年末調整を受けた所得控除等に変更がない場合については合計額のみ記載で足りるなど、申告書を提出する際の記載事項について簡素化を図るものでございます。また、第7項の追加に伴う項ずれの改正も行っております。

2ページをお願いいたします。第36条の3の2、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の改正でございますが、第3号を追加いたします。この改正では、給与所得者等が単身児童扶養者に該当する場合、その旨を扶養親族等申告書に記載することとされたことに伴い、追加をするものでございます。なお、単身児童扶養者については、児童扶養手当の支給を受けている父または母のうち、婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者をいうものでございます。その他、号ずれ及び字句の改正も行っております。

第36条の3の3、個人の町民税に係る個人年金等受給者の扶養親族等申告書の改正でございますが、先ほどの第36条の3の2において、給与所得者の扶養親族等申告書について改正を行いましたが、公的年金等受給者についても同様の規定を追加するとともに、法改正に伴う引用条項の整理、号ずれ及び字句の改正を行うものでございます。

3ページでございますが、3ページの第2項及び第4項におきましても、法改正に伴う引用条項の整理を行っております。

4ページをお願いいたします。第36条の4では、町民税に係る不申告に関する過料について規定をしておりますが、先ほど改正を行いました第36条の2の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

ここからが附則の改正となります。附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税を追加いたします。これは、消費税率引き上げに伴う対応として、特定期間、この特定期間につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間でございますが、自家用乗用車を取得した場合、環境

性能割の税率を1%を軽減し、非課税とするものでございます。

附則第15条の2の2、日本赤十字社の所有する三輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例について新たに追加をいたします。これは、賦課徴収を行う県と町で軽自動車税の環境性能割の非課税について同様の取り扱いとするため、規定を設けるものでございます。日本赤十字社が事業の用に供するため所有している軽自動車に対しては非課税とする範囲の特例を設けるものでございます。

5ページになりますが、右側現行の附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例においては、左側改正案のとおり、先ほど附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税並びに附則第15条の2の2、日本赤十字社の所有する三輪以上の軽自動車に対する軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例を追加したことから、附則第15条の2の3に改めるものでございます。

また、新たに第2項及び第3項、6ページになりますが、第4項を追加いたします。この追加する内容につきましては、自動車製造メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例を設けるものでございます。

5ページに戻っていただきまして、第2項でございしますが、第2項では当分の間、納付すべき環境性能割の額について不足が生じた原因が偽り、その他不正の手段によるものかの判断については、国土交通大臣の認定等に基づき判断をする規定を新たに設けるものでございます。

第3項では、国土交通大臣の認定を偽った申請により行った場合には、当該認定の申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割を課税できる規定を追加しております。

6ページをお願いいたします。第4項では、当該自動車製作者等は、当該納付不足額に100の10の割合を乗じて計算した金額を納める義務があることを規定するものでございます。

附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例においては、第3項を追加いたします。これは、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減措置の規定を新設するもので、特定期間、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合に限り、2%から1%に軽減するもので、消費税率引き上げに伴う対応となっております。

附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例の改正でございしますが、第1項では、軽自動車税の種別割の重課の規定を整備するもので、初回車両番号の指定を受けた月から14年を経過した車両について重課を適用する規定となっております。

7ページになりますが、第2項、第3項、8ページになりますが、第4項を追加いたします。これは、令和2年度分及び令和3年度分のグリーン化特例、軽課の取り扱いについて追加をするものでございます。

また7ページのほうに戻っていただきまして、第2項では75%の軽減について、第3項につきましては50%の軽減について、また8ページになりますが、第4項では25%の軽減についての軽課の規定

を追加いたします。

附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を追加いたします。先ほど附則第15条の2の3においては環境性能割について、自動車製造メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例を設けさせていただきましたが、ここでは種別割についても同様に自動車製造メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例を設けるものでございます。

第1項では、納付すべき種別割の賦課徴収について、偽り、その他不正の手段によるものかの判断については、国土交通大臣の認定等に基づき判断をする規定を新たに設けるものでございます。

第2項では、国土交通大臣の認定を偽った申請により行った場合には、当該認定の申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割を課税できる規定を追加しております。

9ページになりますが、第3項では、当該自動車製作者等は、当該納付不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を納める義務があることを規定しております。

10ページをお願いいたします。ここからは第2条関係の改正になります。

第24条でございますが、個人の町民税の非課税の範囲を規定しております。第1項第2号に単身児童扶養者を追加し、非課税措置の対象とするものでございます。

次に、附則の改正になりますが、附則第16条では、第5項を追加いたします。この改正では、令和3年度及び令和4年度に新車新規登録を受けた軽自動車の種別割について、現行のグリーン化特例、軽課の対象となっている軽自動車のうち、電気自動車及び天然ガス自動車に限ったものにする特例措置を追加するものでございます。

最後に、11ページになりますが、第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例では、第5項の追加に伴う引用条項の整理を行っております。

また改正案のほうに戻っていただきまして、最後のページから2ページ目になるかと思いますが、附則がございます。附則第1条から附則第5条までございますが、施行期日について規定をしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 千代田町税条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第9、議案第18号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第18号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、今年10月に予定されている消費税増税に伴い、65歳以上の低所得者の方の介護保険料を軽減強化する施策を実施するため、介護保険料を定める千代田町介護保険条例について、介護保険法施行令で規定する最大限の軽減率を反映した所要の改正を行い、低所得者支援を確保するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第18号につきまして詳細説明を申し上げます。

介護保険条例第2条では、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料を所得状況に応じまして全部で9区分に区分しまして、また最も低い区分については介護保険法施行令第38条第11項及び第39条第5項の規定により、更に5%を軽減した保険料を当該条例にて定めている状況でございます。

本年10月に予定されている消費税増税に伴う低所得者の介護保険料軽減強化関連法令が整備されまして、軽減区分を現行の1区分から低所得者3区分に拡充して実施できることとなったところでございます。このことから、今回介護保険法施行令で規定する最大限の軽減率を反映した条例改正を行いまして、低所得被保険者の支援とするものでございます。

なお、改正後の保険料は平成31年度分の介護保険料から適用するものいたします。

改正点につきましては、お手元に配付いたしました議案第18号の資料、新旧対照表をご覧くださいと思います。

第2条中の年度表記につきましては、今回の改正に合わせて元号を改正するものでございます。

第2条第2項では、所得段階が第1段階の方、新設の第3項、第4項では、それぞれ第2段階、第3段階の方の保険料を軽減する旨を規定するものでございます。

具体的な内容ですが、裏面を見ていただきまして、一覧表でございますけれども、介護保険料一覧表ですが、第5段階が基準額となっております、年額7万1,700円と定めております。その段階よりも所得の低い方、高い方で保険料が9段階に定められております。そして、ちょうど枠、網がけの部分なのですが、第1段階から第3段階の方、これに対しまして今回改正をもって保険料率が第1段階では「0.45」から「0.375」へ、第2段階は「0.75」から「0.625」へ、第3段階は「0.75」から「0.725」となりまして、年額で「3万2,200円」から「2万6,800円」、2段階では「5万3,700円」から「4万4,800円」、第3段階では「5万3,700円」から「5万1,900円」と各々保険料の年額を低く抑える、このようなものでございます。

最後になりますけれども、改正条文のほうに戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日として、1項、この条例は、公布の日から施行する、2項、経過措置としまして、この条例による改正後の千代田町介護保険条例第2条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしています。平成31年度4月分までさかのぼって対応するというので、この分から低く抑えるというものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 千代田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

---

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第10、議案第19号 字の区域の変更についてを議題といたします。  
書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。  
高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第19号 字の区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県企業局による千代田第二工業団地造成事業の施工に伴い、事業区域である大字下中森地内において、字の区域を変更するものでございます。

詳細については都市整備課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） それでは、議案第19号 字の区域の変更につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元の議案書の4枚目のA3判の位置図をご覧いただきたいと思います。群馬県企業局によります千代田第二工業団地造成事業の事業区域の西側半分、赤色の着色区域が今回の変更区域でございます。

造成事業につきましては、企業局によります用地買収が完了しまして、詳細設計を行っております。今後開発協議等を経まして、造成工事に着手する予定でありますが、これに先立ちまして区域内の字を整理する必要が生じております。現状では事業区域内は大字下中森の字駒ヶ淵、字六反畑、字大船戸に区分されておりますが、これを区域内の面積が最大となる字駒ヶ淵に統一変更するものでございます。

詳細につきましては、議案書2枚目の変更調書をご覧いただきたいと思います。大字下中森字六反畑及び字大船戸の各一部を字駒ヶ淵に変更いたします。該当する地番につきましては、記載のとおりでございます。

済みませんが、また位置図関係といたしまして、5枚目の変更概要図と6枚目の変更図をあわせてご覧いただきたいと思います。変更概要図の①、緑色の字六反畑の一部及び②の黄色の字大船戸の一部が字駒ヶ淵に変更となる区域でございます。

なお、今回の変更区域内には群馬県及び千代田町以外の地権者は含まれておりませんので、第三者に対する不利益等が生じることはございません。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第19号 字の区域の変更について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。  
よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

ただいまより10時40分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時21分）

---

再 開 （午前10時40分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第11、議案第20号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。  
高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第20号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,505万6,000円とするものであります。

なお、国及び県では改元日以降作成する補正予算については令和元年度予算とし、今年度の予算全体における元号表示についても平成31年度を令和元年度と読みかえるものとすることから、本町においても同様の取り扱いとするものであります。

それでは、補正の主な内容について申し上げますと、歳入では、職員の派遣に伴う総合事務組合の負担金の追加や、今年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、65歳以上の方の介護保険料について、低所得者の保険料の軽減強化実施により、国県支出金において低所得者介護保険料軽減負担金を追加いたします。

歳出では、職員の人事異動及び退職者、育児休業者などに伴う人件費の整理を行ったほか、総務費では、財政調整基金積立金を追加いたします。

民生費では、消費税率の引き上げに伴う措置として、65歳以上の方の介護保険料について、低所得者の保険料の軽減を図るため、別枠で公費を投入するため、繰出金を追加いたします。

また、衛生費では、保健センターの機能移転に伴う発注者技術支援業務委託料を追加いたしますが、事業期間が2カ年にわたることから、債務負担行為も設定させていただきました。

詳細については財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第20号につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、予算の元号表示につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にもありましたとおり、今年度の予算全体における元号表示について、国及び県と同様に令和元年度予算といたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

次の第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の補正は、第2表の債務負担行為補正で定めておりまして、5ページをお願いいたします。今回追加させていただく事項につきましては、保健センター管理運営事業について新たに追加をさせていただきます。債務負担行為は、地方自治法に基づき、次年度以降にわたる債務について、事項、期間、限度額を設定するものでございますが、保健センターの機能移転に際し複合化する総合福祉センターの改修に伴い、設計及び施工監理業務など技術的な支援業務を委託を行うため、令和2年度までの2カ年にわたり、限度額300万円の債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げますので、9ページ、10ページをお願いいたします。説明に当たりましては、右側説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

初めに、歳入でございます。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金でございます

が、総合事務組合の負担率の改定に伴い、群馬東部水道企業団へ職員を派遣しております2名分について派遣先から納入されるもので、20万円を追加いたします。

第14款国庫支出金、1項国庫負担金、及び下段になりますが、15款県支出金、1項県負担金におきましては、低所得者介護保険料軽減負担金について、それぞれ記載の金額を追加いたします。これは、先ほどの条例改正議案にもございましたとおり、本年10月からの消費税率引き上げの対策といたしまして、65歳以上で低所得者の方の保険料負担の軽減を図るため、本年4月に遡及して保険料段階の第1段階から第3段階の保険料率の引き下げを行い、減額に伴う財源は公費で賄われるため、今回の補正において追加をさせていただきます。なお、負担割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。

ページをめくっていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。歳出の補正のうち、各款におきまして職員人件費の補正を行っておりますが、人事異動に伴う精査及び退職者、育児休業者などについても整理を行ったことから、全体的な補正となっておりますので、よろしく願いをいたします。なお、歳出につきましても、右側説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、2款総務費、1項総務管理費の最下段にございます4目財産管理費でございますが、次の14ページをお願いいたします。個別施設計画策定業務委託料として250万円を追加いたします。これは、既存の総合福祉センターの建物を活用し、保健センターの機能移転を行う複合化事業を進めていく上で、保健センターと総合福祉センターの2施設について、具体的な改修計画を踏まえた個別施設計画の策定が必要となることから、追加をさせていただくものでございます。

その下、基金積立金に財政調整基金を1,000万円追加いたしますが、今回の補正の余剰分について積み戻しを行うものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。下段になりますが、3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費に介護保険特別会計への繰出金として571万円を追加いたします。主な内容ですが、給与費繰出金では、人事異動などに伴う人件費分の繰出金でございます。事務費繰出金では、電算システムの改修に伴う費用について追加をいたします。また、低所得者保険料軽減繰出金につきましては、先ほど歳入の項目でもご説明申し上げましたが、消費税率の引き上げに伴い、65歳以上で低所得者の方の保険料の軽減を図るもので、不足となった財源について公費で賄うため、記載の金額を追加させていただきます。

ページが飛びまして、19ページ、20ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健衛生施設費の保健衛生施設事業に発注者技術支援業務委託料として300万円を追加いたします。これは、先ほど債務負担行為の設定でもご説明させていただきましたが、保健センターの機能移転に際し、複合施設として既存の総合福祉センターを改修する必要がございますが、本町では建築系技術職員がいないことから、建築工事全般における設計積算、施工監理業務など専門的な支援業務を委託

するため追加をさせていただくものでございます。

ページが大きく飛びますが、33ページ、34ページをお願いいたします。最後に、14款1項1目予備費に103万4,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、次のページ、35ページから37ページにわたり給与費明細書を添付してございます。また、次のページ、38ページ、39ページには保健センター管理運営事業に2カ年の事業として限度額を300万円の債務負担行為を設定させていただきましたので、支出予定額等に関する調書を添付させていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、橋本議員。

[3番（橋本和之君）登壇]

○3番（橋本和之君） 3番の橋本です。

24ページの土木費の渡船管理費なのですが、臨時職員賃金で433万7,000円を計上しているのですが、2名分ぐらいなのかなと思うのですが、その詳細の説明が聞きたいなと思っております。追加分なので、今までと比べてかなり人数も増えるような気がするのですが、その辺を中心にお答えいただければなと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 渡船の賃金の関係のご質問にお答えいたします。

渡船の本年度の状況なのですが、実は昨年度1人臨時職員が退職いたしまして、それともう一人臨時職員だった者が一応退職という形になって、2名ちょっと退職というような形にはなったのですが、その後1人はそのまま嘱託職員という形で残っていただいて、そのほかに2名臨時職員を募集いたしまして、今まで残っていた補助員の方が昇格して船頭になりました。そのほかに臨時職員の船頭さんということで、一応3名体制で今運航しているような形になります。

それなので、今まで臨時職員2名と補助員という形の給料体系だったのですが、運航状況を見て、船頭さん3名体制ということで運航する形になりましたので、その分の賃金がちょっと上がってしまったという形になります。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 29年の決算をちょっと見たのですが、29年の決算で同じように臨時職員2名、パート職員1名で合計689万412円なのですね。この433万3,700円を足すと、今年度の予算が当初がその部分が既にもう648万9,000円になっているので、かなり増えるのかなという認識ではお

るのですが、その辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 済みません、大分金額が増減が著しいということなのですが、最初のその30年度当初予算の中で、予算の計上が臨時職員1名とパート2名というような形の計上だったのですが、ちょっと運航上臨時さん2人と嘱託という形になりましたので、今までの職員のその給料体系の中で立場がちよっと昇格した部分もありますので、当初の盛り方がまず臨時1名とパート2名という形だったので、その分がちよっと少なくなっていたものであります。

以上です。

○3番（橋本和之君） わかりました。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第12、議案第21号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第21号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,248万5,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、介護保険システム改修事業補助金、10月に予定されている消費税増税に伴って65歳以上の低所得者の方の介護保険料を軽減することに伴い、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金、職員給与費等繰入金、事務費繰入金をそれぞれ追加するものであります。

歳出については、総務費において人件費を減額するほか、介護保険システム改修委託料を追加し、また地域支援事業費においては人件費を追加するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第21号につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、一般会計と同じで、今回から令和元年度介護保険特別会計となります。

それでは、補正予算書の7ページ、8ページの事項別明細書によりましてご説明いたしますので、ご覧いただければと思います。

まず、歳入でございますけれども、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきまして、低所得者保険料軽減繰入金の追加によります財源補正に伴いまして減額をするものでございます。先ほど来、一般会計、それと条例等でありましたが、この減額を行うということになります。今現在第1号被保険者65歳以上の方は約3,400名おります。今回の軽減に係る第1段階、第2段階、第3段階の方が推計で約870名となっておりますので、大きな減額ができるものと考えております。

続きまして、3款2項4目の介護保険事業補助金につきましては、6月の特定個人情報データ標準レイアウトの改版に対応するために、介護保険システムについて改修する事業費を歳出において計上する必要がありまして、その財源として介護保険システム改修事業費の3分の2を追加するとともに、10月の介護報酬改定等に対応するために、介護保険指定機関等管理システムを改修する事業におきまして、その財源として介護保険システム改修事業費の2分の1をあわせて追加するものでございます。

次に、7款1項4目の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、本年10月に予定される消費税増税に伴う65歳以上の低所得者の方の介護保険料軽減強化関連法が整備され、先ほど来議案第18号でご承認いただきましたところでございますが、軽減区分1区分から3区分に実施し、軽減分の保険料を国2分の1、県4分の1を負担していただきまして、一般会計4分の1を入れまして、介護保険のほうに特別会計繰り入れとして追加するものでございます。

5目その他一般会計繰入金につきましては、職員人件費及び事務費の見直しによりまして財源補正を行うもので、これにより追加するものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては、職員人件費の見直しに伴い職員人件費を減額

するほか、6月の特定個人情報データ標準レイアウトの改訂及び10月の介護報酬改定に対応するため、介護保険関係システムに係る電算業務委託料を追加するものでございます。この特定個人情報データ標準レイアウトというのは、マイナンバーに関係するものでございます。

次に、4款3項包括支援事業・任意事業費につきましては、4月の人事異動に伴う職員人件費の追加及び臨時職員共済費を追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

---

#### ○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第13、同意第1号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 同意第1号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月13日をもって任期満了となります岩橋逸男氏を引き続き委員に委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであり

ます。

岩橋逸男氏におかれましては、長年にわたり大手電機メーカーにおいて企業情報の公開や顧客の個人情報保護に携わり、その経験を生かし、平成20年4月より本審査会の委員としてご活躍いただいております。

岩橋氏におかれましては、これまでの委員実績に加え、すぐれた識見を有しておりますので、引き続き委員に委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第1号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第14、同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月13日をもって任期満了となります小林義司氏より退任の申し出がございましたので、

同氏の後任として、新福寺在住の入谷忠氏を委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

入谷忠氏におかれましては、長年にわたり大手電機メーカーにおいて、主に業務用商品の工業デザイン及びその情報に関する業務を担当されました。退職後、平成27年度及び平成28年度には第13区の副区長を、平成29年度及び平成30年度には同区の区長としてご活躍され、その温厚で実直な人柄は地元住民の誰しもが認めるところであります。

入谷氏は、民間企業において培われたすぐれた識見を有し、人格も高潔であるため、情報公開・個人情報保護審査会の委員に適任であることから委嘱をいたしたく、今回提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第2号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

### ○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第15、同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同

意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月13日をもって任期満了となります加藤耕司氏より退任の申し出がございましたので、同氏の後任として、下中森在住の江原稔之氏を委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

江原稔之氏におかれましては、長年にわたり大手電機メーカーに勤務され、生産管理部門の管理職を務められるとともに、環境管理者として品質管理にかかわる事務を担当されました。

また、平成29年度には第7区の区長としてご活躍され、その温厚で実直な人柄は地元住民の誰しもが認めるところであります。

江原氏は、民間企業において培われたすぐれた識見を有し、人格も高潔であるため、情報公開・個人情報保護審査会の委員に適任であることから委嘱をいたしたく、今回提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第16、同意第4号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第4号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月19日をもって任期満了となります森田清史氏を引き続き固定資産評価審査委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

森田清史氏におかれましては、これまでに第13区区長として尽力され、地域のリーダーとして広く活躍されております。

また、これまでも2期6年の間、固定資産評価審査委員として経験を積まれており、適任者でありますので、引き続き委員として委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第4号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第17、同意第5号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第5号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月19日をもって任期満了となります川島政好氏を引き続き固定資産評価審査委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

川島政好氏におかれましては、これまでに第4区区長として活躍され、過去におきましては、交通指導員として15年間にわたり地域住民の安全確保に貢献されるなど、地域のリーダーとして活躍されております。

また、これまでも1期3年の間、固定資産評価審査委員として経験を積まれており、適任者でありますので、引き続き委員として委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第5号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第18、同意第6号 千代田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

岡田教育長の退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時24分）

---

再 開 （午前11時24分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第6号 千代田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、6月9日をもって任期満了となります現教育長の岡田哲氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

岡田哲氏におかれましては、これまでの任期中、英語教育の充実や放課後子ども教室・未来塾の実施など、町の教育行政に熱心に取り組んでいただいております。

今後においても、新学習指導要領に基づく英語教育やプログラミング教育への対応など積極的に取り組んでいただけるものと思っておりますので、引き続き教育長に任命いたしたく提案するものであります。

なお、任期は令和元年6月10日から令和4年6月9日までの3年間となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第6号 千代田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、退席者の入場を求めます。書記に連絡いたさせます。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時28分)

---

再 開 (午前11時29分)

○議長(高橋祐二君) 休憩を閉じて再開いたします。

岡田教育長に申し上げます。

ただいまの千代田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては同意することに決定いたしましたので、お知らせいたします。

---

#### ○次会日程の報告

○議長(高橋祐二君) これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから12日まで休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高橋祐二君) ご異議なしと認めます。

よって、12日まで休会いたします。

なお、10日月曜日は総務産業常任委員会、11日火曜日は文教民生常任委員会を、それぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長(高橋祐二君) 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午前11時30分)

## 令和元年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年6月13日（木）午前9時開議

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	襟川仁志君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	高橋祐二君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	石橋俊昭君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
健康子ども課長	茂木久史君
環境下水道課長	栗原弘明君
経済課長兼 農業委員会 農事局長	坂部三男君
都市整備課長	荻野俊行君

会 兼 計 管 理 者  
兼 会 計 課 長

高 田 充 之 君

教 育 委 員 会  
事 務 局 長

宗 川 正 樹 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長

荒 井 稔

書 記

荒 井 美 香

書 記

久 保 田 新 一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○議員派遣の件

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

---

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（高橋祐二君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

---

○町長挨拶

○議長（高橋祐二君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。令和元年第2回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月6日から本日まで8日間にわたり、ご提案申し上げました全ての案件につきまして原案どおりご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、平成から令和へと時代が移り変わってから初めての議会でありましたが、条例の一部

改正や補正予算、そして人事案件など、その全てにご理解をいただきましたことは、新たな時代の幕あけにふさわしい議会であったと感じております。誠にありがとうございました。

さて、2020年東京オリンピックの開幕まであと407日となりました。観戦チケットの申し込みや聖火リレーの日程が示されるなど、我々国民の機運も着実に高まっております。本町におきましては、先月30日にロンドンオリンピックの銅メダリストである松本隆太郎さんから当時の日本代表選手団の公式ブレザーを寄贈していただきました。松本さんは東京オリンピックを来年に控えたこのタイミングで千代田町の子供たちのために有効に活用していただきたいとおっしゃっていました。子供たちが自分の目でじかに見ることによってオリンピックをもっと身近な存在に感じてもらいたい、決して夢ではなく、努力すれば出場することだってできるとおっしゃっていました。私は、その偉業を成し遂げた松本さんの言葉に非常に重みを感じ、心を動かされました。

この松本さんの思いは我々のまちづくりにも通じると思います。本町の悲願である利根川新橋も必ず成し遂げられる事業なのだと思ひ、一つ一つ課題をクリアしていきたいと思ひます。本町発展のため、今後も不断の努力を積み重ねてまいります。

今回の定例会では、学校教育において答えは1つ、しかし社会に出るといろいろな課題の中で答えは1つでないと答弁させていただきました。また、まちづくりにおかれましてもさまざまな考え方があってしかるべきと考えております。目標は1つ、町民目線で住みよいまちづくりであります。何もしなければ批判も当然ないと思ひます。何かをして変革を求めることによって、必ず多少なりとも批判が生じてくるとも考えております。我々は時代の変化とともに私たちが千代田町の将来に向けたグランドデザインを描きながら、心を一つにして前へ前へと前進していこうではありませんか。今後も議員各位におかれましては、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、関東地方も梅雨入りとなりました。時候不順の折、どうか自愛専一にますますのご活躍をお祈り申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

## ○閉会の宣告

○議長（高橋祐二君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日から本日まで8日間にわたり、平成から令和となり初めての定例会となった令和元年第2回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

今定例会においては、6名の議員による一般質問と、町長提案の承認、報告、補正予算、人事案件など、十分な議論を行いながら円滑な議会運営が図られました。特に人事案件においては、岡田教育長の再任について同意され、千代田町における教育の更なる充実のために今後のご活躍を期待するものであります。

また、都市基盤としてまちづくりの方向性を決める重要な役割を担っている都市計画道路の延伸事業については、まだまださまざまな課題等が山積している中であると思いますが、早期の完成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

更に、今年度予定されている消費税引き上げに際してのプレミアム付商品券事業では、低所得者や乳幼児のいる子育て世代に対し、税率引き上げ直後に生じる負担増などに消費への影響を緩和するなどの効果が期待できるものと考えております。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に十分反映されますようご検討お願い申し上げます。

結びになりますが、今定例会の運営に当たりご協力いただきました町当局に対しまして心から感謝申し上げます。

梅雨の時期に入り、明けますと暑い日が続きますが、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、令和元年第2回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時08分）



上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和元年 月 日

千代田町議会議長 高 橋 祐 二

①署名議員 大 谷 純 一

②署名議員 森 雅 哉